

平成 31 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（平成30年度関係）

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	19
奈良市議案第 1 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	21
〃 第 2 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	24
〃 第 3 号	平成 30 年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）……………	26
〃 第 4 号	平成 30 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）……………	33
〃 第 5 号	平成 30 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 2 号）……………	35
〃 第 6 号	平成 30 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	38
〃 第 7 号	平成 30 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	40
〃 第 8 号	平成 30 年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	42
〃 第 9 号	平成 30 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）……………	44
〃 第 10 号	平成 30 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	157
〃 第 11 号	平成 30 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	177
〃 第 12 号	奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関 する条例の一部改正について……………	194

奈良市議案第 13 号	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について……………	195
〃 第 14 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	199
〃 第 15 号	奈良市共同浴場条例の一部改正について……………	209
〃 第 16 号	奈良市手話言語条例の制定について……………	210
〃 第 17 号	工事請負契約の締結について……………	213
〃 第 18 号	公平委員会の委員の選任について……………	217
奈良市諮問第 1 号	使用料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問について……………	219
〃 第 2 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る諮問について……………	232

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成31年1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1				家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月29日午前10時15分頃、奈良市佐紀町地内において発生した、本市の公用車から落下した積載物が相手方の軽自動車に接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 252,886円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月12日午後7時頃、奈良市石木町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7, 570円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月30日午前10時30分頃、奈良市高樋町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の燃料タンクが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 39,062円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月19日午前8時22分頃、奈良市三条添川町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 73,440円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年11月6日午前8時6分頃、奈良市平松四丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンス及びブロック塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 189,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月24日午後7時30分頃、奈良市中山町西四丁目地内において、相手方が市道を自動二輪車で走行していたところ、穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 59,780円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年1月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月29日、奈良市東九条町地内において、本市が管理する土地で使用していた防草シート固定用のピンが台風の影響で飛散したことにより、8月10日に相手方が負傷し、また、10月10日に農業機械が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 280,549円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年2月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年12月13日午後2時20分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 497,000円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成31年2月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 訴えの提起について

訴えの提起について

本市は、平成13年7月26日付けで旧都祁村と株式会社三興等で締結された「針TRS事業に係る事業契約」に反し、針テラス北館が本市の承諾なく平成30年11月22日付けで株式会社三興から第三者へ所有権が移転され、新たに抵当権が設定されたことに対し、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

2 訴えの要旨

上記「針T R S事業に係る事業契約」に反し、針テラス北館が本市の承諾なく株式会社三興から所有権移転され、新たに抵当権を設定したことについて、株式会社三興から譲渡を受けた[]に対して明渡しを求めるとともに、新たな抵当権者である[]に対して抵当権設定登記の抹消を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年6月9日午後2時15分頃、奈良市二条大路南一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 2, 9 0 4, 1 5 0 円

平成30年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ985,739千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,031,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		千円 14,100,000	千円 △ 428,938	千円 13,671,062
	1 . 地 方 交 付 税	14,100,000	△ 428,938	13,671,062
15. 国 庫 支 出 金		24,157,088	△ 531,351	23,625,737
	1 . 国 庫 負 担 金	20,251,123	15,500	20,266,623
	4 . 国 庫 交 付 金	2,446,874	△ 546,851	1,900,023
16. 県 支 出 金		8,445,856	30,250	8,476,106
	1 . 県 負 担 金	6,156,430	30,250	6,186,680
19. 繰 入 金		615,176	500,000	1,115,176
	2 . 基 金 繰 入 金	611,296	500,000	1,111,296
22. 市 債		17,082,300	△ 555,700	16,526,600
	1 . 市 債	17,082,300	△ 555,700	16,526,600
歳 入 合 計		136,017,730	△ 985,739	135,031,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 . 議 会 費		千円 716,709	千円 2,379	千円 719,088
	1 . 議 会 費	716,709	2,379	719,088

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 14,478,427	千円 18,568	千円 14,496,995
	1. 総 務 管 理 費	10,847,610	15,371	10,862,981
	3. 徴 税 費	1,245,371	531	1,245,902
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	598,248	941	599,189
	5. 選 挙 費	111,756	1,358	113,114
	6. 統 計 調 査 費	29,720	72	29,792
	7. 監 査 委 員 費	79,521	295	79,816
3. 民 生 費		59,069,744	82,777	59,152,521
	1. 社 会 福 祉 費	25,789,306	69,027	25,858,333
	2. 児 童 福 祉 費	19,727,234	11,473	19,738,707
	3. 生 活 保 護 費	13,324,067	2,184	13,326,251
	4. 国 民 年 金 事 務 費	229,137	93	229,230
4. 衛 生 費		11,329,771	△ 412,494	10,917,277
	1. 保 健 衛 生 費	2,984,001	△ 444,602	2,539,399
	2. 保 健 所 費	1,845,440	24,104	1,869,544
	3. 清 掃 費	5,878,559	8,004	5,886,563
5. 労 働 費		125,645	69	125,714
	1. 労 働 諸 費	125,645	69	125,714
6. 農 林 水 産 業 費		1,063,288	643	1,063,931
	1. 農 林 費	1,063,288	643	1,063,931
7. 商 工 費		1,384,361	436	1,384,797
	1. 商 工 費	1,384,361	436	1,384,797
8. 観 光 費		947,439	130,523	1,077,962
	1. 観 光 費	947,439	130,523	1,077,962

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 土 木 費		千円 9,869,745	千円 △ 835,611	千円 9,034,134
	1. 土 木 管 理 費	123,546	606	124,152
	2. 道 路 橋 梁 費	2,960,617	1,620	2,962,237
	3. 河 川 費	341,605	293	341,898
	4. 都 市 計 画 費	4,025,532	△ 838,875	3,186,657
	6. 住 宅 費	492,134	745	492,879
10. 消 防 費		3,992,919	14,208	4,007,127
	1. 消 防 費	3,992,919	14,208	4,007,127
11. 教 育 費		14,888,809	12,763	14,901,572
	1. 教 育 総 務 費	2,628,141	5,055	2,633,196
	2. 小 学 校 費	3,750,189	914	3,751,103
	3. 中 学 校 費	1,925,006	497	1,925,503
	4. 高 等 学 校 費	1,816,988	3,868	1,820,856
	5. 幼 稚 園 費	774,696	1,583	776,279
	7. 保 健 体 育 費	2,591,474	846	2,592,320
歳 出 合 計		136,017,730	△ 985,739	135,031,991

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
総務費	徴税費	固 定 資 産 路 線 業 務 付 設	千円 130,000	平成 30 年度	千円 25,000	千円 119,481	平成 30 年度	千円 22,637
				平成 31 年度	83,000		平成 31 年度	76,549
				平成 32 年度	22,000		平成 32 年度	20,295

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 171,600
	1. 総務管理費	地域防犯活動推進経費	7,200
		庁舎等施設整備事業	91,400
		スポーツ施設整備事業	58,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	3,000
		文化振興施設整備事業	12,000
3. 民生費			675,653
	2. 児童福祉費	認定こども園移行準備経費	3,680
		児童福祉施設整備事業	19,473
		認定こども園施設整備事業	652,500
4. 衛生費			379,000
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	379,000
6. 農林水産業費			179,116
	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	55,000
		土地基盤整備事業	123,254
		美しい森林づくり基盤整備 交付金事業経費	862
9. 土木費			1,283,775
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	22,000
		道路橋梁新設改良事業	747,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	15,000
	4. 都市計画費	まちづくり基本計画策定経費	3,000
		都市・地域総合交通戦略策定経費	5,700
		街路事業	284,000
		J R奈良駅付近連続立体交差事業	109,975
		公園事業	97,100

款	項	事業名	金額
11. 教 育 費			千円 3,851,620
	1. 教 育 総 務 費	学校施設長寿命化計画策定経費	20,020
	2. 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	2,196,400
	3. 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	687,000
	4. 高 等 学 校 費	高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	797,200
	5. 幼 稚 園 費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	135,000
	6. 社 会 教 育 費	社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	16,000
合 計			6,540,764

第4表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
登美ヶ丘地域子育て支援センターほか3事業所 による地域子育て支援拠点事業委託	平成30年度から 平成35年度まで	千円 118,620

第5表 地方債補正

1. 追加分

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
減 収 補 填	千円 239,900	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	5. 0 % 以 内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	239,900			

2. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 1,098,200	千円 1,106,200
保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業	1,108,500	640,800
道 路 事 業	1,441,700	1,497,500
都 市 計 画 事 業	1,133,200	834,500
災 害 復 旧 事 業	39,800	43,400
臨 時 財 政 対 策	6,200,000	6,094,400
計	17,082,300	16,286,700

平成30年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,111,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 料		千円 7,589,788	千円 △ 180,000	千円 7,409,788
	1. 国民健康保険料	7,589,788	△ 180,000	7,409,788
7. 繰 入 金		2,826,962	211,700	3,038,662
	1. 一般会計繰入金	2,447,903	61,700	2,509,603
	2. 基金繰入金	379,059	150,000	529,059
歳 入 合 計		37,079,847	31,700	37,111,547

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 386,215	千円 700	千円 386,915
	1. 総務管理費	296,021	700	296,721
3. 事業費納付金		9,539,000	31,000	9,570,000
	1. 医療給付費 事業費納付金	6,376,000	31,000	6,407,000
歳 出 合 計		37,079,847	31,700	37,111,547

平成30年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,267,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,708,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国 庫 支 出 金		千円 1,570,035	千円 △ 728,509	千円 841,526
	1. 国 庫 交 付 金	1,570,035	△ 728,509	841,526
3. 繰 入 金		586,306	309	586,615
	1. 一般会計繰入金	586,306	309	586,615
5. 市 債		1,678,800	△ 539,000	1,139,800
	1. 市 債	1,678,800	△ 539,000	1,139,800
歳 入 合 計		3,976,000	△ 1,267,200	2,708,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費		千円 2,650,200	千円 △ 1,216,735	千円 1,433,465
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	2,650,200	△ 1,216,735	1,433,465
J R 奈良駅南 2. 地区土地区画 整理事業費		740,800	△ 50,465	690,335
	J R 奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	740,800	△ 50,465	690,335
歳 出 合 計		3,976,000	△ 1,267,200	2,708,800

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			千円 30,000
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	30,000
2. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費			180,000
	1. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	180,000
合 計			210,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 1,230,400	千円 711,400
J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	448,400	428,400
計	1,678,800	1,139,800

平成30年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 使用料及び 手 数 料		千円 95,275	千円 △ 10,000	千円 85,275
	1. 使 用 料	95,275	△ 10,000	85,275
2. 繰 入 金		14,444	10,000	24,444
	1. 一般会計繰入金	14,444	10,000	24,444
歳 入 合 計		110,000	—	110,000

平成30年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第3号）

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,928,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 4,591,732	千円 1,000	千円 4,592,732
	1. 一般会計繰入金	4,575,044	1,000	4,576,044
歳 入 合 計		31,927,622	1,000	31,928,622

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 699,426	千円 1,000	千円 700,426
	1. 総 務 管 理 費	324,354	1,000	325,354
歳 出 合 計		31,927,622	1,000	31,928,622

平成30年度奈良市針テラス事業 特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 使用料及び 手 数 料		千円 151,906	千円 △ 129,408	千円 22,498
	1. 使 用 料	151,906	△ 129,408	22,498
2. 繰 入 金		－	129,408	129,408
	1. 一般会計繰入金	－	129,408	129,408
歳 入 合 計		151,906	－	151,906

平成30年度奈良市後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,197,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		千円 4,872,325	千円 86,000	千円 4,958,325
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4,872,325	86,000	4,958,325
歳 入 合 計		6,111,000	86,000	6,197,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		千円 5,862,027	千円 86,000	千円 5,948,027
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	5,862,027	86,000	5,948,027
歳 出 合 計		6,111,000	86,000	6,197,000

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
11 地方交付税	14,100,000	△428,938	13,671,062	
15 国庫支出金	24,157,088	△531,351	23,625,737	
16 県支出金	8,445,856	30,250	8,476,106	
19 繰入金	615,176	500,000	1,115,176	
22 市債	17,082,300	△555,700	16,526,600	
歳 入 合 計	136,017,730	△985,739	135,031,991	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
1 議会費	716,709	2,379	719,088			2,379
2 総務費	14,478,427	18,568	14,496,995			18,568
3 民生費	59,069,744	82,777	59,152,521	34,399	8,000	40,378
4 衛生費	11,329,771	△412,494	10,917,277		△467,700	55,206
5 労働費	125,645	69	125,714			69
6 農林水産業費	1,063,288	643	1,063,931			643
7 商工費	1,384,361	436	1,384,797			436
8 観光費	947,439	130,523	1,077,962			130,523
9 土木費	9,869,745	△835,611	9,034,134	△535,500	△233,900	△66,211
10 消防費	3,992,919	14,208	4,007,127			14,208
11 教育費	14,888,809	12,763	14,901,572			12,763
12 災害復旧費	77,300	—	77,300		3,600	△3,600
歳 出 合 計	136,017,730	△985,739	135,031,991	△501,101	△690,000	205,362
				一般財源内訳 地方交付税 △428,938 繰入金 500,000 市債 134,300 (減収補填債) (239,900) (臨時財政対策債) (△105,600)		

2. 歳入

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	14,100,000	△428,938	13,671,062	1 地方交付税	△428,938	普通交付税
計	14,100,000	△428,938	13,671,062			

第11款 地方交付税

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	20,154,245	15,500	20,169,745	3 国民健康保険 会計繰出負担 金	15,500	保険基盤安定負担金	
計	20,251,123	15,500	20,266,623				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫交付金	101,805	△11,351	90,454	2 認定こども園 施設整備事業 費交付金	△11,351	園舎大規模改造事業費交付金
5 土木費国庫交付金	1,460,795	△535,500	925,295	4 街路事業費交 付金	△535,500	社会資本整備総合交付金
計	2,446,874	△546,851	1,900,023			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県負担金	5,589,684	30,250	5,619,934	2 国民健康保険 会計繰出負担 金	30,250	保険基盤安定負担金
計	6,156,430	30,250	6,186,680			

第16款 県支出金

第19款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	107,794	500,000	607,794	1 財政調整基金繰入金	500,000	財政調整基金繰入金
計	611,296	500,000	1,111,296			

第19款 繰入金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生債	1,133,700	8,000	1,141,700	1 福祉施設整備事業債	8,000	児童福祉施設整備事業債	
3 衛生債	1,561,900	△467,700	1,094,200	1 保健衛生施設整備事業債	△467,700	新斎苑整備事業債	
6 土木債	2,821,800	△233,900	2,587,900	1 道路事業債	55,800	道路橋梁新設改良事業債	
				3 都市計画事業債	△289,700	街路事業債 公園事業債	△314,700 25,000
9 災害復旧債	39,800	3,600	43,400	1 災害復旧事業債	3,600	教育施設災害復旧事業債	
11 減収補填債	—	239,900	239,900	1 減収補填債	239,900	減収補填債	
12 臨時財政対策債	6,200,000	△105,600	6,094,400	1 臨時財政対策債	△105,600	臨時財政対策債	
計	17,082,300	△555,700	16,526,600				

第22款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	716,709	2,379	719,088	一般財源	2 給料	132	職員給与費等
					3 職員手当等	2,160	
					4 共済費	87	
計	716,709	2,379	719,088	特定財源 一般財源			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,841,081	15,304	7,856,385	一般財源 15,304	2 給料	3,146	職員給与費等
					3 職員手当等	9,823	
					4 共済費	2,332	
					19 負担金補助及び交付金	3	
18 庁舎等施設整備事業費	186,300	67	186,367	一般財源 67	2 給料	14	職員給与費等
					3 職員手当等	44	
					4 共済費	9	
計	10,847,610	15,371	10,862,981	特定財源 一般財源 0 15,371			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	729,374	2,894	732,268	一般財源 2,894	2 給料	761	職員給与費等
					3 職員手当等	1,800	
					4 共済費	333	
2 賦課徴収費	515,997	△2,363	513,634	一般財源 △2,363	13 委託料	△2,363	賦課事務経費
計	1,245,371	531	1,245,902	特定財源 一般財源 0 531			

第2款 総務費

第2款

総務費

第4項

戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	598,248	941	599,189	941 一般財源	2 給料	198	職員給与費等
					3 職員手当等	625	
					4 共済費	118	
計	598,248	941	599,189	特定財源 一般財源 0 941			

第2款

総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 選挙管理委員会費	62,406	1,358	63,764	1,358 一般財源	2 給料	261	職員給与費等	
					3 職員手当等	1,026		
					4 共済費	71		
計	111,756	1,358	113,114	特定財源 一般財源 0 1,358				

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	15,112	72	15,184	72 一般財源	2 給料	19	職員給与費等
					3 職員手当等	44	
					4 共済費	9	
計	29,720	72	29,792	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費 第7項 監査委員費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 監査委員費	79,521	295	79,816	一般財源 295	2 給料	30		職員給与費等
					3 職員手当等	227		
					4 共済費	38		
計	79,521	295	79,816	特定財源 一般財源 295				

第2款 総務費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	1,737,498	5,983	1,743,481	一般財源	2 給料	1,435	職員給与費等
					3 職員手当等	3,833	
					4 共済費	715	
9 人権文化センター費	122,810	344	123,154	一般財源	2 給料	28	職員給与費等
					3 職員手当等	264	
					4 共済費	52	
14 国民健康保険会計繰出金	2,447,903	61,700	2,509,603	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	28 繰出金	61,700	国民健康保険特別会計繰出経費
15 介護保険会計繰出金	4,575,044	1,000	4,576,044	一般財源	28 繰出金	1,000	介護保険特別会計繰出経費
計	25,789,306	69,027	25,858,333	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第3款 民生費 第2項 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 児童福祉事務費	1,481,504	305	1,481,809	一般財源	2 給料	84		職員給与費等
					3 職員手当等	187		
					4 共済費	34		
3 認定こども園費	3,657,165	4,874	3,662,039	一般財源	2 給料	1,018		職員給与費等
					3 職員手当等	3,242		
					4 共済費	614		
4 保育所費	1,924,782	5,811	1,930,593	一般財源	2 給料	1,201		職員給与費等
					3 職員手当等	3,871		
					4 共済費	739		
7 児童館費	185,279	483	185,762	一般財源	2 給料	44		職員給与費等
					3 職員手当等	366		
					4 共済費	73		
10 認定こども園施設整備事業費	1,026,664	—	1,026,664	特定財源 (内訳) 国庫支出金 市債 一般財源				
				△3,351				
				△11,351				
				8,000				
				3,351				
計	19,727,234	11,473	19,738,707	特定財源 一般財源				
				△3,351				
				14,824				

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	732,067	2,184	734,251	一般財源 2,184	2 給料	550	職員給与費等
					3 職員手当等	1,378	
					4 共済費	256	
計	13,324,067	2,184	13,326,251	特定財源 一般財源 0 2,184			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	229, 137	93	229, 230	93 一般財源	2 給料	12	職員給与費等
					3 職員手当等	68	
					4 共済費	13	
計	229, 137	93	229, 230	特定財源 一般財源 0 93			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	746,190	23,000	769,190	一般財源	13 委託料	23,000	予防接種経費
3 墓地火葬場費	129,744	134	129,878	一般財源	2 給料	45	職員給与費等
					3 職員手当等	76	
					4 共済費	13	
5 保健衛生施設 整備事業費	1,121,100	△467,736	653,364	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	2 給料	8	職員給与費等 新斎苑整備事業
					3 職員手当等	20	
					4 共済費	4	
					15 工事請負費	△467,768	
計	2,984,001	△444,602	2,539,399	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 保健所総務費	975,395	4,104	979,499	一般財源 4,104	2 給料	912		職員給与費等
					3 職員手当等	2,691		
					4 共済費	501		
3 母子保健費	514,557	20,000	534,557	一般財源 20,000	20 扶助費	20,000		乳幼児及び妊産婦健康診査経費
計	1,845,440	24,104	1,869,544	特定財源 一般財源 24,104				

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 清掃総務費	1,784,823	3,860	1,788,683	一般財源 3,860	2 給料	448		職員給与費等
					3 職員手当等	2,850		
					4 共済費	562		
2 塵芥処理費	1,788,358	4,017	1,792,375	一般財源 4,017	2 給料	609		職員給与費等
					3 職員手当等	2,850		
					4 共済費	558		
7 清掃施設整備 事業費	308,462	127	308,589	一般財源 127	2 給料	25		職員給与費等
					3 職員手当等	95		
					4 共済費	7		
計	5,878,559	8,004	5,886,563	特定財源 一般財源 0 8,004				

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 労働諸費	125,645	69	125,714	69 一般財源	2 給料	19		職員給与費等
					3 職員手当等	42		
					4 共済費	8		
計	125,645	69	125,714	特定財源 一般財源				

第5款 労働費

第6款 農林水産業費 第1項 農林費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区 分	金 額	
1 農業委員会費	84,560	240	84,800	一般財源 240	2 給料	45	職員給与費等
					3 職員手当等	164	
					4 共済費	31	
2 農業総務費	57,725	231	57,956	一般財源 231	2 給料	58	職員給与費等
					3 職員手当等	146	
					4 共済費	27	
4 土地基盤整備 事業費	273,351	172	273,523	一般財源 172	2 給料	35	職員給与費等
					3 職員手当等	115	
					4 共済費	22	
計	1,063,288	643	1,063,931	特定財源 一般財源 0 643			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	93,496	436	93,932	436 一般財源	2 給料	100	職員給与費等
					3 職員手当等	283	
					4 共済費	53	
計	1,384,361	436	1,384,797	特定財源 一般財源 0 436			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 観光総務費	254,711	1,115	255,826	一般財源 1,115	2 給料	240		職員給与費等
					3 職員手当等	736		
					4 共済費	139		
4 針テラス事業 会計繰出金	—	129,408	129,408	一般財源 129,408	28 繰出金	129,408		針テラス事業特別会計繰出経費
計	947,439	130,523	1,077,962	特定財源 一般財源 0 130,523				

第8款 観光費

第9款 土木費 第1項 土木管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	74,358	606	74,964	606 一般財源	2 給料	114	職員給与費等
					3 職員手当等	440	
					4 共済費	52	
計	123,546	606	124,152	特定財源 一般財源 0 606			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	810,817	△123,655	687,162	特定財源 △68,900 (内訳) 国庫支出金 △68,900 一般財源 △54,755	2 給料	174	職員給与費等 道路管理経費 1,045 △124,700
					3 職員手当等	729	
					4 共済費	142	
					13 委託料	△124,700	
2 道路橋梁維持費	910,700	62	910,762	一般財源 62	2 給料	10	職員給与費等
					3 職員手当等	43	
					4 共済費	9	
3 道路橋梁新設改良費	1,239,100	125,213	1,364,313	特定財源 124,700 (内訳) 国庫支出金 68,900 市債 55,800 一般財源 513	2 給料	129	職員給与費等 道路橋梁新設改良補助事業 513 124,700
					3 職員手当等	310	
					4 共済費	74	
					13 委託料	52,700	
					15 工事請負費	72,000	
計	2,960,617	1,620	2,962,237	特定財源 55,800 一般財源 △54,180			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区 分	金 額	
1 河川総務費	45,013	162	45,175	162 一般財源	2 給料	27	職員給与費等
					3 職員手当等	113	
					4 共済費	22	
3 河川堤防改修費	151,592	131	151,723	131 一般財源	2 給料	5	職員給与費等
					3 職員手当等	104	
					4 共済費	22	
計	341,605	293	341,898	0 特定財源 293 一般財源			

第9款 土木費

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	465,311	1,501	466,812	一般財源 1,501	2 給料	292	職員給与費等
					3 職員手当等	1,015	
					4 共済費	194	
4 街路事業費	1,934,900	△960,791	974,109	特定財源 △960,100 (内訳) 国庫支出金 △535,500 市債 △424,600 一般財源 △691	2 給料	37	職員給与費等 209 西大寺駅北口駅前広場整備社会資本整備総合交付金事業 △951,000 西大寺駅北駅前広場街路整備単独事業 △10,000
					3 職員手当等	144	
					4 共済費	28	
					12 役務費	3,000	
					13 委託料	△117,200	
					17 公有財産購入費	△800,000	
					22 補償補填及び賠償金	△46,800	
5 J R奈良駅付近連続立体交差事業費	173,371	109,975	283,346	特定財源 109,900 (内訳) 市債 109,900 一般財源 75	19 負担金補助及び交付金	109,975	J R関西本線高架化事業

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 公園事業費	208,500	131	208,631	特定財源 25,000 (内訳) 市債 25,000 一般財源 △24,869	2 給料	31	職員給与費等
					3 職員手当等	84	
					4 共済費	16	
12 土地区画整理 事業会計繰出 金	586,306	309	586,615	一般財源 309	28 繰出金	309	土地区画整理事業特別会計繰出経費
15 駐車場事業会 計繰出金	14,444	10,000	24,444	一般財源 10,000	28 繰出金	10,000	駐車場事業特別会計繰出経費
計	4,025,532	△838,875	3,186,657	特定財源 △825,200 一般財源 △13,675			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節			説明
					区分	金額	金額	
1 住宅管理費	387,434	681	388,115	一般財源	2 給料	174		職員給与費等
					3 職員手当等	428		
					4 共済費	79		
2 公営住宅整備 事業費	104,700	64	104,764	一般財源	2 給料	14		職員給与費等
					3 職員手当等	42		
					4 共済費	8		
計	492,134	745	492,879	特定財源 一般財源				

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 常備消防費	3,669,129	13,140	3,682,269	一般財源 13,140	2 給料	2,613	職員給与費等	
					3 職員手当等	8,839		
					4 共済費	1,688		
5 消防施設費	174,200	1,068	175,268	一般財源 1,068	2 給料	213	職員給与費等	
					3 職員手当等	806		
					4 共済費	49		
計	3,992,919	14,208	4,007,127	特定財源 一般財源 0 14,208				

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節			説明
					区分	金額	金額	
1 教育委員会費	1,480,551	5,055	1,485,606	一般財源	2 給料	903		職員給与費等
					3 職員手当等	3,548		
					4 共済費	603		
					19 負担金補助及び交付金	1		
計	2,628,141	5,055	2,633,196	特定財源 一般財源				

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 小学校管理費	665,657	847	666,504	847 一般財源	2 給料	103	職員給与費等	
					3 職員手当等	632		
					4 共済費	112		
4 小学校施設整備事業費	2,772,100	67	2,772,167	67 一般財源	2 給料	24	職員給与費等	
					3 職員手当等	37		
					4 共済費	6		
計	3,750,189	914	3,751,103	特定財源 一般財源 0 914				

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	356,900	440	357,340	440 一般財源	2 給料	55	職員給与費等
					3 職員手当等	325	
					4 共済費	60	
4 中学校施設整備事業費	1,355,300	57	1,355,357	57 一般財源	2 給料	5	職員給与費等
					3 職員手当等	43	
					4 共済費	9	
計	1,925,006	497	1,925,503	0 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 全日制高等学校費	980,245	3,868	984,113	一般財源 3,868	2 給料	775		職員給与費等
					3 職員手当等	2,624		
					4 共済費	468		
					19 負担金補助及び交付金	1		
計	1,816,988	3,868	1,820,856	特定財源 0 一般財源 3,868				

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 幼稚園費	626,696	1,583	628,279	一般財源 1,583	2 給料	266		職員給与費等
					3 職員手当等	1,104		
					4 共済費	213		
計	774,696	1,583	776,279	特定財源 一般財源 0 1,583				

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 学校給食費	2,420,684	846	2,421,530	一般財源 846	2 給料	102		職員給与費等
					3 職員手当等	627		
					4 共済費	117		
計	2,591,474	846	2,592,320	特定財源 0 一般財源 846				

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第3項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育施設災害 復旧事業費	3,300	—	3,300	特定財源 3,600 (内訳) 市債 3,600 一般財源 △3,600			
計	3,300	—	3,300	特定財源 3,600 一般財源 △3,600			

第12款 災害復旧費

4. 給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与					費		合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	その他 手 当	計		
補正後	長 等	3	33,816	14,822	3,382	252		52,272	60,304	(3.35)
	議 員	39	281,155	113,807				394,962	502,228	(3.35)
	その他の 特別 職	53	29,750	6,939	1,584	247		54,348	59,023	(3.35)
	計	95	310,905	135,568	4,966	499		501,582	621,555	
補正前	長 等	3	33,816	14,602	3,382	252		52,052	60,069	(3.3)
	議 員	39	281,155	112,108				393,263	500,529	(3.3)
	その他の 特別 職	53	29,750	6,835	1,584	247		54,244	58,913	(3.3)
	計	95	310,905	133,545	4,966	499		499,559	619,511	
比 較	長 等			220				220	235	
	議 員			1,699				1,699	1,699	
	その他の 特別 職			104				104	6	
	計			2,023				2,023	21	

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 料 与 費			合 計	備 考
		給 料	職員手当	計		
補正後	2,469 [276]	10,218,683	9,896,511	20,115,194	23,881,031	
補正前	2,473 [277]	10,201,140	9,837,471	20,038,611	23,793,080	
比 較	△ 4 [△1]	17,543	59,040	76,583	87,951	

()は再任用職員の外数

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	307,549	9,494	316,305	1,075,254	588,975	44,738	2,645,979
	補正前	307,549	9,476	316,305	1,073,525	588,975	44,738	2,641,432
	比 較		18		1,729			4,547

職員手当の内 訳	区 分	勤勉手当	教員特別手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職 員 特別勤務手当	退職手当
	補正後	1,849,651	6,692	356,118	178,644	1,944	15,168	2,500,000
	補正前	1,796,905	6,692	356,118	178,644	1,944	15,168	2,500,000
	比 較	52,746						

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	17,543	給与改定に伴う増減分	17,543	給与の改定率
				1級 0.52 %
				2級 0.24 %
				3級 0.18 %
				4級 0.15 %
				5級 0.13 %
				6級 0.12 %
				7級 0.10 %
				8級 0.09 %
				9級 0.08 %
				給与改定の時期 平成30年4月1日
職員手当	59,040	給与改定に伴う増減分	59,040	
			期末手当	
			勤勉手当	
			その他	
職員手当	59,040	給与改定に伴う増減分	59,040	
			期末手当	
			勤勉手当	
			その他	
職員手当	59,040	給与改定に伴う増減分	59,040	
			期末手当	
			勤勉手当	
			その他	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)
平成31年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	344,262	320,224	371,889
	平均給与月額 (円)	492,946	464,933	434,526
	平 均 年 齢 (歳)	50.8	42.7	45.0
平成30年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	343,434	316,210	370,166
	平均給与月額 (円)	466,954	440,936	436,573
	平 均 年 齢 (歳)	50.6	42.5	44.0

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消防職 (円)	教育職(二) (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	153,000		164,200	
	短 大 卒	164,200			
	大 学 卒	187,200			209,100
	高 校 卒	148,600			
国 の 制 度	短 大 卒	158,300			
	大 学 卒	180,700			

ウ 級別職員数 []は再任用職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成31年 1月1日 現在	1	217	13.0	1	22	6.8	1	55	14.8	1	14	14.6
	2	300	18.0	2	10	3.1	2	63	16.9	2	79	82.3 [100.0]
	3	422 [183]	25.3 [93.9]	3	117 [51]	36.0 [100.0]	3	53 [27]	14.2 [100.0]	3	3	3.1
	4	339	20.3	4	165	50.7	4	128	34.4	4		
	5	200 [2]	12.0 [1.0]	5	10	3.1	5	48	12.9	5		
	6	59 [10]	3.5 [5.1]	6	1	0.3	6	13	3.5	6		
	7	82	4.9	7			7	8	2.2	7		
	8	32	1.9	8			8	3	0.8	8		
	9	18	1.1	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計		1,669 [195]	100.0 [100.0]	計	325 [51]	100.0 [100.0]	計	372 [27]	100.0 [100.0]	計	96 [3]	100.0 [100.0]

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1	218	13.0	1	22	6.8	1	56	15.0	1	15	15.5
	2	302	18.1	2	10	3.1	2	62	16.6	2	79	81.4 [100.0]
	3	420 [184]	25.1 [93.9]	3	117 [51]	36.0 [100.0]	3	54 [27]	14.4 [100.0]	3	3	3.1
	4	340	20.4	4	165	50.7	4	128	34.2	4		
	5	201 [2]	12.0 [1.0]	5	10	3.1	5	49	13.1	5		
	6	58 [10]	3.5 [5.1]	6	1	0.3	6	13	3.5	6		
	7	82	4.9	7			7	8	2.1	7		
	8	31	1.9	8			8	3	0.8	8		
	9	18	1.1	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計		1,670 [196]	100.0 [100.0]	計	325 [51]	100.0 [100.0]	計	374 [27]	100.0 [100.0]	計	97 [3]	100.0 [100.0]

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 号給別職員数(特定任期付職員) (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	号給	職員数	構成比
平成31年 1月1日	1	3	42.9
	2	1	14.2
	3		
	4	3	42.9
	5		
	6		
	計	7	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	号給	職員数	構成比
平成30年 10月1日	1	3	42.9
	2	1	14.2
	3		
	4	3	42.9
	5		
	6		
	計	7	100.0

(号給別の標準的な職務内容)

区 分	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

区 分		合 計		代 表 的 な 職 種			
				一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2,462		1,669	325	372	96
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,692		1,194	161	282	55
	1号給 (人)	24		19	3	2	
	2号給 (人)	1			1		
	3号給 (人)	38		34	3	1	
	4号給 (人)	1,621		1,141	154	279	47
補 正 前	5号給 (人)						
	6号給 (人)	8					8
	比 率 (B) / (A) (%)	68.7		71.5	49.5	75.8	57.3
	職 員 数 (A) (人)	2,466		1,670	325	374	97
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,725		1,212	170	288	55
	1号給 (人)	15		7	6	2	
補 正 前	2号給 (人)	7		5	2		
	3号給 (人)	43		38	1	4	
	4号給 (人)	1,652		1,162	161	282	47
	5号給 (人)						
	6号給 (人)	8					8
	比 率 (B) / (A) (%)	70.0		72.6	52.3	77.0	56.7

力 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125 [1.075]	2.325 [1.275]	4.45 [2.35]	有	国と同じ
補 正 前	2.125 [1.075]	2.275 [1.225]	4.40 [2.30]	有	国と同じ
国 の 制 度	2.125 [1.075]	2.325 [1.275]	4.45 [2.35]	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.65	1.70	3.35	有	国と同じ
補正前	1.65	1.65	3.30	有	国と同じ
国の制度	1.65	1.70	3.35	有	

キ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	国と同じ
国の 支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	5級地	
支給率(%)	10	[16] 教育公務員 7
支給対象職員数(人)	2,371	[2] 教育公務員 96
国の指定基準に基づく支給率(%)	10 [16]	

[]は医師

ケ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	技能労務職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.44	0.05	0.35	1.58
支給対象職員の比率 (%) (平成31年1月1日現在)	17.61	5.04	10.94	77.69
代表的な特殊勤務手当の名称	消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当			

コ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

(2) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(1. 変更分)

(・印は変更後の額を示す。)

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前年度末までの支出額	前年度末までの支出額	当年度の支出額	当年度の支出額	翌年度以降の支出額	年度支出額の減少率	継続費の総額に対する進捗率 %
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	地方債	その他								
総務費	徴 税 費	固定資産 路線 施設業務	平成30年度	° 22,637 25,000				° 22,637 25,000	° 22,637 25,000	° 22,637 25,000			° 18.9 19.2		
			平成31年度	° 76,549 83,000				° 76,549 83,000			° 76,549 83,000		° 64.1 63.9		
			平成32年度	° 20,295 22,000				° 20,295 22,000			° 20,295 22,000		° 17.0 16.9		
			計	° 119,481 130,000				° 119,481 130,000	° 22,637 25,000	° 22,637 25,000	° 96,844 105,000		100.0		

(3) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	地域防犯活動推進経費	38,636	7,200
		庁舎等施設整備事業	186,367	91,400
		スポーツ施設整備事業	63,616	58,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	39,802	3,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	文化振興施設整備事業	65,500	12,000
		認定こども園移行準備経費	28,990	3,680
		児童福祉施設整備事業	385,025	19,473
		認定こども園施設整備事業	1,026,664	652,500
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	653,364	379,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	90,980	55,000
		土地基盤整備事業	273,523	123,254
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	3,211	862
9. 土木費	2. 道路橋梁費	定期点検経費	105,300	22,000
		道路橋梁新設改良事業	1,364,313	747,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	151,723	15,000

11. 教 育 費	4. 都 市 計 画 費	まちづくり基本計画策定経費	63,670	3,000
		都市・地域総合交通戦略策定経費	9,270	5,700
		街 路 事 業	974,109	284,000
		J R 奈良駅付近連続立体交差事業	283,346	109,975
		公 園 事 業	208,631	97,100
	1. 教 育 総 務 費	学校施設長寿命化計画策定経費	20,020	20,020
	2. 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	2,772,167	2,196,400
	3. 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	1,355,357	687,000
	4. 高 等 学 校 費	高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	831,500	797,200
	5. 幼 稚 園 費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	148,000	135,000
	6. 社 会 教 育 費	社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	43,000	16,000

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)						
区 分	補 正 前		補 正 後			
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		
1. 普 通 債	10,158,500	99,155,672	9,464,900	98,462,072		
(1) 土 木	2,722,200	32,632,847	2,488,300	32,398,947		
(4) そ の 他	2,419,500	30,625,593	1,959,800	30,165,893		
2. 災 害 復 旧 債	39,800	322,947	43,400	326,547		
(1) 土 木	32,000	271,133	35,600	274,733		
3. そ の 他	6,884,000	102,209,109	7,018,300	102,343,409		
(5) 減 収 補 填	-	1,529,687	239,900	1,769,587		
(7) 臨 時 財 政 対 策	6,200,000	65,761,768	6,094,400	65,656,168		
合 計	17,082,300	201,687,728	16,526,600	201,132,028		

2. 国民健康保険特別会計
(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 国民健康保険料	7,589,788	△180,000	7,409,788	
7 繰入金	2,826,962	211,700	3,038,662	
歳 入 合 計	37,079,847	31,700	37,111,547	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1 総務費	386,215	700	386,915					700
3 事業費納付金	9,539,000	31,000	9,570,000					31,000
歳 出 合 計	37,079,847	31,700	37,111,547					31,700
				一般財源内訳				国民健康保険料 繰入金
								△180,000 211,700

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般被保険者国民健康保険料	7,516,066	△180,000	7,336,066	1 医療給付費分 現年賦課分	△180,000	医療給付費分現年賦課分	
計	7,589,788	△180,000	7,409,788				

国民健康保険特別会計

第7款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,447,903	61,700	2,509,603	1 保険基盤安定繰入金	61,000	保険基盤安定繰入金
				2 職員給与費等繰入金	700	職員給与費等繰入金
計	2,447,903	61,700	2,509,603			

国民健康保険特別会計

第7款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	379,059	150,000	529,059	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	150,000	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	379,059	150,000	529,059			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	280,392	700	281,092	700 一般財源	2 給料	214	職員給与費等
					3 職員手当等	400	
					4 共済費	86	
計	296,021	700	296,721	特定財源 一般財源 0 700			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金 第1項 医療給付費事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 医療給付費事 業費納付金	6,320,000	31,000	6,351,000	一般財源 31,000	19 負担金補助及 び交付金	31,000	一般被保険者医療給付費事業費納付金経費
計	6,376,000	31,000	6,407,000	特定財源 一般財源 0 31,000			

国民健康保険特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	費計			
補正後	22	69,123	58,855	127,978	26,722	154,700	
補正前	22	68,909	58,455	127,364	26,636	154,000	
比較		214	400	614	86	700	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,792	2,304	7,293	10,076	4	19,503	14,155
	補正前	1,792	2,304	7,272	10,076	4	19,451	13,828
	比較			21			52	327

職員手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	2,110	1,593	25
	補正前	2,110	1,593	25
	比較			

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	214	給与改定に伴う増減分 214		給与の改定率
				1級 0.52 %
				2級 0.24 %
				3級 0.18 %
				4級 0.15 %
				5級 0.13 %
				6級 0.12 %
				7級 0.10 %
				8級 0.09 %
				9級 0.08 %
				給与改定の時期 平成30年4月1日
職員手当	400	給与改定に伴う増減分 400	地域手当 21 期末手当 52 勤勉手当 327	
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職
平成31年1月1日 現 在	平均給料月額 (円) 277,436
	平均給与月額 (円) 356,214
	平 均 年 齢 (歳) 35.5
平成30年10月1日 現 在	平均給料月額 (円) 270,900
	平均給与月額 (円) 360,090
	平 均 年 齢 (歳) 35.2

イ 初任給

区 分	学 歴	一 般 行 政 職 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	153,000
	短 大 卒	164,200
	大 学 卒	187,200
国 の 制 度	高 校 卒	148,600
	短 大 卒	158,300
	大 学 卒	180,700

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成31年 1月1日 現在	1	6	27.3
	2	6	27.3
	3	2	9.1
	4	5	22.7
	5	2	9.1
	6		
	7	1	4.5
	8		
	9		
	10		
	計	22	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1	6	27.3
	2	7	31.8
	3	2	9.1
	4	4	18.2
	5	2	9.1
	6		
	7	1	4.5
	8		
	9		
	10		
	計	22	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分		分				合計		職種	
職員		数				一般行政職			
補正後	昇給に係る職員	数				22		22	
		(A)				(人)		20	
		(B)				(人)		1	
		1号給				(人)			
		2号給				(人)			
補正前	昇給に係る職員	3号給				(人)			
		4号給				(人)		19	
		率 (B)/(A)				(%)		90.9	
		職員数				(人)		22	
		(B)				(人)		20	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備考
	6月	(月分)	12月	(月分)		
補正後	2.125		2.325	4.45	有	国と同じ
補正前	2.125		2.275	4.40	有	国と同じ
国の制度	2.125		2.325	4.45	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率 (%)	10
支給対象職員数(人)	22
国の指 定 基 準 に 基 づく 支 給 率 (%)	10

キ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

3. 土地区画整理事業特別会計
(1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	1,570,035	△728,509	841,526
3 繰入金	586,306	309	586,615
5 市債	1,678,800	△539,000	1,139,800
歳 入 合 計	3,976,000	△1,267,200	2,708,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,650,200	△1,216,735	1,433,465	△698,000	△519,000			265
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	740,800	△50,465	690,335	△30,509	△20,000			44
歳 出 合 計	3,976,000	△1,267,200	2,708,800	△728,509	△539,000			309
一般財源内訳 繰入金 309								

2. 歳入

第1款 国庫支出金

第1項 国庫交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業費国庫 交付金	1,324,235	△698,000	626,235	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費交付金	△698,000	社会資本整備総合交付金	
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費国庫交付金	245,800	△30,509	215,291	1 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費交付金	△30,509	社会資本整備総合交付金	
計	1,570,035	△728,509	841,526				

土地区画整理事業特別会計

第1項 一般会計繰入金

第3款 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	586,306	309	586,615	1 一般会計繰入金	309	一般会計繰入金
計	586,306	309	586,615			

土地区画整理事業特別会計

第5款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業債	1,230,400	△519,000	711,400	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業債	△519,000	西大寺駅南地区土地区画整理事業債
2 J R奈良駅南地区土地区画整理事業債	448,400	△20,000	428,400	1 J R奈良駅南地区土地区画整理事業債	△20,000	J R奈良駅南地区土地区画整理事業債
計	1,678,800	△539,000	1,139,800			

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,650,200	△1,216,735	1,433,465	特定財源 △1,217,000 (内訳) 国庫支出金 △698,000 市債 △519,000 一般財源 265	2 給料	51	職員給与費等 265 西大寺駅南地区土地区画整理社会整備 総合交付金事業 △1,217,000
					3 職員手当等	171	
					4 共済費	43	
					13 委託料	△134,000	
					22 補償補填及び 賠償金	△1,083,000	
計	2,650,200	△1,216,735	1,433,465	特定財源 △1,217,000 一般財源 265			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費 第1項 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	740, 800	△50, 465	690, 335	特定財源 △50, 509 (内訳) 国庫支出金 △30, 509 市債 △20, 000 一般財源 44	2 給料	26	職員給与費等 J R 奈良駅南地区特定土地区画整理社会資 本整備総合交付金事業 △30, 600 J R 奈良駅南地区特定土地区画整理保留地 処分金対応事業 △20, 000
					3 職員手当等	91	
					4 共済費	18	
					15 工事請負費	△66, 600	
					22 補償補填及び 賠償金	16, 000	
計	740, 800	△50, 465	690, 335	特定財源 △50, 509 一般財源 44			

土地区画整理事業特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	13	53,607	42,748	96,355	20,045	116,400	
補正前	13	53,530	42,486	96,016	19,984	116,000	
比較		77	262	339	61	400	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	2,736	1,763	5,996	1,174	15,267	10,808	4,209
	補正前	2,736	1,763	5,989	1,174	15,248	10,572	4,209
	比較			7		19	236	

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職 特別勤務手当
	補正後	648	147
	補正前	648	147
	比較		

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	77	給与改定に伴う増減分	77	給与の改定率
				1級 0.52 %
				2級 0.24 %
				3級 0.18 %
				4級 0.15 %
				5級 0.13 %
				6級 0.12 %
				7級 0.10 %
				8級 0.09 %
				9級 0.08 %
給与改定の時期 平成30年4月1日				
職員手当	262	給与改定に伴う増減分	地域手当	7
			期末手当	19
			勤勉手当	236
			その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職
平成31年1月1日 現在	平均給料月額 (円)
	341,900
	平均給与月額 (円)
現在	444,884
	平均年齢 (歳)
平成30年10月1日 現在	44.1
	平均給料月額 (円)
	338,423
現在	平均給与月額 (円)
	461,023
現在	平均年齢 (歳)
	43.8

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	153,000
	短 大 卒	164,200
	大 学 卒	187,200
国の制度	高 校 卒	148,600
	短 大 卒	158,300
	大 学 卒	180,700

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成31年 1月1日 現在	1		
	2	3	23.1
	3	2	15.4
	4	2	15.4
	5	3	23.1
	6	2	15.4
	7	1	7.6
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1		
	2	3	23.1
	3	2	15.4
	4	2	15.4
	5	3	23.1
	6	2	15.4
	7	1	7.6
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

区 分										合 計		職 種		
職 員 数										13		一般行政職		
補 正 後	昇 給 に 係 る 職 員 数										10		10	
	1号給 (人)													
	2号給 (人)													
	3号給 (人)										1		1	
	4号給 (人)										9		9	
比 率 (B)／(A) (%)										76.9		76.9		
補 正 前	職 員 数										13		13	
	昇 給 に 係 る 職 員 数										10		10	
	1号給 (人)													
	2号給 (人)													
	3号給 (人)										1		1	
4号給 (人)										9		9		
比 率 (B)／(A) (%)										76.9		76.9		

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	13
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
西大寺駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	1,433,465	30,000
J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 2. 地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	690,335	180,000

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書					
(単位 千円)					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額		
土 木 債	1,678,800	6,099,372	1,139,800	5,560,372	
計	1,678,800	6,099,372	1,139,800	5,560,372	

4. 駐車場事業特別会計
(1) 駐車場事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 使用料及び手数料	95,275	△10,000	85,275	
2 繰入金	14,444	10,000	24,444	
歳 入 合 計	110,000	—	110,000	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 駐車場事業費	100,700	—	100,700			△10,000
歳 出 合 計	110,000	—	110,000			△10,000
				一般財源内訳 繰入金		
				10,000		

2. 歳入

第1款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 駐車場使用料	95,275	△10,000	85,275	1 駐車場使用料	△10,000	J R 奈良駅駐車場使用料
計	95,275	△10,000	85,275			

駐車場事業特別会計

第1項 一般会計繰入金

第2款 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	14,444	10,000	24,444	1 一般会計繰入金	10,000	一般会計繰入金
計	14,444	10,000	24,444			

駐車場事業特別会計

3. 歳出

第1款 駐車場事業費

第1項 駐車場費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	100,700	—	100,700	特定財源 △10,000 (内訳) 使用料及び手数料 △10,000 一般財源 10,000			
計	100,700	—	100,700	特定財源 △10,000 一般財源 10,000			

駐車場事業特別会計

5. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)					計
款		補正前の額	補正額		
6	繰入金	4,591,732	1,000	4,592,732	
	歳 入 合 計	31,927,622	1,000	31,928,622	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	699,426	1,000	700,426				1,000
歳 出 合 計	31,927,622	1,000	31,928,622				1,000
				一般財源内訳 繰入金			
				1,000			

第6款 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	690,311	1,000	691,311	1 職員給与費等繰入金	1,000	職員給与費等繰入金
計	4,575,044	1,000	4,576,044			

介護保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 一般管理費	316,907	1,000	317,907	一般財源 1,000	2 給料	251		職員給与費等
					3 職員手当等	592		
					4 共済費	157		
計	324,354	1,000	325,354	特定財源 0 一般財源 1,000				

介護保険特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括 (単位:千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	費計			
補正後	37	139,823	98,308	238,131	51,869	290,000	
補正前	37	139,572	97,716	237,288	51,712	289,000	
比較		251	592	843	157	1,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	1,740	2,893	14,688	9,597	36,856	23,190	5,409
	補正前	1,740	2,893	14,663	9,597	36,793	22,686	5,409
	比較			25		63	504	

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	3,855	80
	補正前	3,855	80
	比較		

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	251	給与改定に伴う増減分 251		給与の改定率 1級 0.52 % 2級 0.24 % 3級 0.18 % 4級 0.15 % 5級 0.13 % 6級 0.12 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 給与改定の時期 平成30年4月1日
職員手当	592	給与改定に伴う増減分 592	地域手当 25	
			期末手当 63	
			勤勉手当 504	
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職
平成31年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)
	305,152
	平均給与月額 (円)
平成30年10月1日 現 在	372,296
	平 均 年 齢 (歳)
	42.1
平成30年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)
	302,416
	平均給与月額 (円)
平成30年10月1日 現 在	377,888
	平 均 年 齢 (歳)
	41.9

イ 初任給

区 分	学 歴	一 般 行 政 職 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	153,000
	短 大 卒	164,200
	大 学 卒	187,200
国 の 制 度	高 校 卒	148,600
	短 大 卒	158,300
	大 学 卒	180,700

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成31年 1月1日 現在	1	4	10.8
	2	5	13.5
	3	13	35.2
	4	8	21.6
	5	3	8.1
	6	1	2.7
	7	3	8.1
	8		
	9		
	10		
	計	37	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1	4	10.8
	2	5	13.5
	3	13	35.2
	4	8	21.6
	5	3	8.1
	6	1	2.7
	7	3	8.1
	8		
	9		
	10		
	計	37	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

職 員	区 分	合 計	職 種	
			一般行政職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	37	37	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	29	29	
	1号給 (人)	1	1	
	2号給 (人)			
	3号給 (人)	1	1	
補正前	4号給 (人)	27	27	
	比 率 (B)/(A) (%)	78.4	78.4	
	職 員 数 (A) (人)	37	37	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	29	29	
	1号給 (人)			
補正前	2号給 (人)			
	3号給 (人)	1	1	
	4号給 (人)	28	28	
	比 率 (B)/(A) (%)	78.4	78.4	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)			
補正後	2.125	2.325		4.45	有	国と同じ
補正前	2.125	2.275		4.40	有	国と同じ
国の制度	2.125	2.325		4.45	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	37
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
通勤手当	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

6. 針テラス事業特別会計
(1) 針テラス事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位: 千円)

(歳 入)					計
款	補正前の額	補正額			
1 使用料及び手数料	151,906	△129,408			22,498
2 繰入金	—	129,408			129,408
歳 入 合 計	151,906	—			151,906

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		—	般 財 源
				国県支出金	地方債		
2 公債費	87,400	—	87,400			△67,502	67,502
3 繰上充用金	61,906	—	61,906			△61,906	61,906
歳 出 合 計	151,906	—	151,906			△129,408	129,408
				一般財源内訳		繰入金	129,408

2. 歳入

第1款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 針デラス使用料	151,906	△129,408	22,498	1 針デラス使用料	△129,408	針デラス事業用地使用料
計	151,906	△129,408	22,498			

針デラス事業特別会計

第2款 繰入金 第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	—	129,408	129,408	1 一般会計繰入金	129,408	一般会計繰入金	
計	—	129,408	129,408				

針デラズ事業特別会計

3. 歳出
第2款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	73,850	—	73,850	特定財源 △67,502 (内訳) 使用料及び手数料 △67,502 一般財源 67,502			
計	87,400	—	87,400	特定財源 △67,502 一般財源 67,502			

針デララス事業特別会計

第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	繰上前の額	繰正額	計	繰正額の 財源内訳	繰		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	61,906	—	61,906	特定財源 △61,906 (内訳) 使用料及び手数料 △61,906 一般財源 61,906			
計	61,906	—	61,906	特定財源 △61,906 一般財源 61,906			

針デラス事業特別会計

7. 後期高齢者医療特別会計
(1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	4,872,325	86,000	4,958,325
歳 入 合 計	6,111,000	86,000	6,197,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	5,862,027	86,000	5,948,027			86,000	—
歳 出 合 計	6,111,000	86,000	6,197,000			86,000	—

2. 歳入

第1款 後期高齢者医療保険料

第1項 後期高齢者医療保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 普通徴収保険料	2,092,768	86,000	2,178,768	1 現年度分普通徴収保険料	86,000	現年度分普通徴収保険料
計	4,872,325	86,000	4,958,325			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳 出

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財 源	節		説 明
					区 分	金 額	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,862,027	86,000	5,948,027	特定財源 (内訳) 後期高齢者医療保険料 86,000	19 負担金補助及び交付金	86,000	後期高齢者医療広域連合納付金経費
計	5,862,027	86,000	5,948,027	特定財源 一般財源			

後期高齢者医療特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会 計 款 性 質 区 分	一 般 会 計										特 別 会 計					
	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	勞 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	合 計	国 民 健 康 保 険	土 地 区 画 整 理 事 業	介 護 保 険	後 期 高 齢 者 医 療
人 件 費	2,379	20,864	20,077	12,115	69	471	436	1,115	3,995	13,140	12,639	87,300	700		1,000	
扶 助 費				20,000								20,000				
維 持 補 修 費									62			62				
物 件 費		△ 2,363		23,000					△ 124,700			△ 104,063				
補 助 費 等													31,000			86,000
投 資 的 経 費		67		△ 467,609		172			△ 725,277	1,068	124	△ 1,191,455		△ 1,267,200		
普 通 建 設 事 業		67		△ 467,609		172			△ 725,277	1,068	124	△ 1,191,455		△ 1,267,200		
補 助									△ 826,300			△ 826,300		△ 1,247,600		
単 独		67		△ 467,609		172			101,023	1,068	124	△ 365,155		△ 19,600		
繰 出 金			62,700					129,408	10,309			202,417				
計	2,379	18,568	82,777	△ 412,494	69	643	436	130,523	△ 835,611	14,208	12,763	△ 985,739	31,700	△ 1,267,200	1,000	86,000

物件費及び維持補修費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	委託料	維持補修費	計
総務費	△2,363		△2,363
衛生費	23,000		23,000
土木費	△124,700	62	△124,638
一般会計合計	△104,063	62	△104,001

繰出金・その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

節 会計及び款	負担金 補助及び 交付金	扶助費	繰出金	計
総務費	3			3
民生費			62,700	62,700
衛生費		20,000		20,000
観光費			129,408	129,408
土木費			10,309	10,309
教育費	2			2
一般会計合計	5	20,000	202,417	222,422
国民健康保険	31,000			31,000
後期高齢者療 医	86,000			86,000

投資的経費一覧表

(単位：千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要	説明
				国	県	地方債	その他	一般		
総務費			67					67		
	単	庁舎等施設整備事業	67					67		
民生費			-	△ 11,351		8,000		3,351		
	補	認定こども園施設整備事業	-	△ 11,351		8,000		3,351	財源更正	
衛生費			△ 467,609			△ 467,700		91		
	単	保健衛生施設整備事業	△ 467,736			△ 467,700		△ 36	減額更正	
	単	清掃施設整備事業	127					127		
農林水産業費			172					172		
	単	土地基盤整備事業	172					172		

土木費			△ 725,277	△ 466,600			△ 233,900		△ 24,777	
	補単	道路橋梁新設改良事業	125,213	68,900			55,800		513	橋梁長寿命化
	単	河川堤防改修事業	131						131	
	補単	街路事業	△ 960,791	△ 535,500			△ 424,600		△ 691	減額更正
	単	JR奈良駅付近連続立体交差事業	109,975				109,900		75	JR関西本線高架化
	単	公園事業	131				25,000		△ 24,869	財源更正
	単	公営住宅整備事業	64						64	
消防費			1,068						1,068	
	単	消防施設整備事業	1,068						1,068	
教育費			124						124	
	単	小学校施設整備事業	67						67	
	単	中学校施設整備事業	57						57	

款	補 単	事業名	予算額	財 源 内 訳					概 要 説 明
				国	県	地方債	その他	一 般	
災害 復旧費			-			3,600		△ 3,600	
	単	教育施設災害復旧事業	-			3,600		△ 3,600	財源更正
一 般 会 計 合 計			△ 1,191,455	△ 477,951		△ 690,000		△ 23,504	
西大寺駅 南地区土 地区画整 理事業費			△ 1,216,735	△ 698,000		△ 519,000		265	
	補 単	西大寺駅南地区 土地区画整理事業	△ 1,216,735	△ 698,000		△ 519,000		265	減額更正
JR奈良駅 南地区土 地区画整 理事業費			△ 50,465	△ 30,509		△ 20,000		44	
	補 単	JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	△ 50,465	△ 30,509		△ 20,000		44	減額更正
特 別 会 計 合 計			△ 1,267,200	△ 728,509		△ 539,000		309	
総 計			△ 2,458,655	△ 1,206,460		△ 1,229,000		△ 23,195	

平成30年度奈良市水道事業会計 補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,666,519千円	△3,563千円	8,662,956千円
第1項 営業費用	8,093,953千円	△3,563千円	8,090,390千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,137,497千円」を「不足する額2,139,254千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,072,137千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,073,894千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	3,661,497千円	1,757千円	3,663,254千円
第1項 建設改良費	1,773,093千円	1,757千円	1,774,850千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,470,548千円	△1,806千円	1,468,742千円

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画
2. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第3号）
3. 平成30年度 奈良市水道事業給与費明細書（第3号）
4. 平成30年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第3号）
5. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第3号）参考書

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第3号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,666,519	△ 3,563	8,662,956	
	1. 営 業 費 用		8,093,953	△ 3,563	8,090,390	
		1. 原水及び浄水費	2,387,299	414	2,387,713	
		2. 配 水 費	423,645	△ 770	422,875	
		3. 給 水 費	179,625	56	179,681	
		4. 施設管理費	520,485	△ 554	519,931	
		5. 受託工事費	24,878	△ 264	24,614	
		6. 業 務 費	338,165	△ 464	337,701	
		7. 総 係 費	813,219	18	813,237	
		8. 東部管理費	124,316	△ 637	123,679	
		9. 都祁管理費	146,235	△ 239	145,996	
		10. 月ヶ瀬管理費	60,092	△ 1,123	58,969	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,661,497	1,757	3,663,254	
	1. 建設改良費		1,773,093	1,757	1,774,850	
		1. 配水施設費	99,554	△957	98,597	
		2. 施 設 費	460,135	549	460,684	
		3. 配水施設改良費	1,006,869	3,289	1,010,158	
		4. 受託配水管改良費	87,897	△1,124	86,773	

平成30年度奈良市水道事業会計補正予定

キャッシュ・フロー計算書（第3号）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	408,147
減価償却費	3,040,198
引当金の増減額（△は減少）	8,586
長期前受金戻入額	△1,292,554
受取利息	△ 400
支払利息	249,986
ダム負担金利息	78,155
固定資産除却損	35,796
未収金の増減額（△は増加）	117,728
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 47,067
未払金の増減額（△は減少）	△ 74,239
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 64,003
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 2
小計	2,460,331
利息の受取額	400
利息の支払額	△ 328,141
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,132,590

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,835,129
負担金による収入	566,445
分担金による収入	302,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 966,603

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	696,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,097,472
長期割賦金の償還による支出	△ 691,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,092,337

資金増加額	73,650
資金期首残高	5,712,045
資金期末残高	5,785,695

平成30年度奈良市水道事業給与費明細書（第3号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	117 [20]	537,991	471,950	1,009,941	196,300	1,206,241
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		30 [1]	119,923	97,981	217,904	44,597	262,501
	合 計	1	147 [21]	657,914	569,931	1,227,845	240,897	1,468,742
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	117 [20]	539,908	473,876	1,013,784	196,020	1,209,804
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		30 [1]	119,630	96,708	216,338	44,406	260,744
	合 計	1	147 [21]	659,538	570,584	1,230,122	240,426	1,470,548
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員			△ 1,917	△ 1,926	△ 3,843	280	△ 3,563
	資 本 勘 定 支 弁 職 員			293	1,273	1,566	191	1,757
	合 計			△ 1,624	△ 653	△ 2,277	471	△ 1,806

[] 内は再任用職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勵	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
	補正後		32,428	25,861	71,935	9,406	21,758	240	40,436	177,408	114,143	584		15,035	60,697
	補正前		32,489	25,724	72,094	9,229	21,930	230	40,963	177,429	113,655	1,029		15,115	60,697
	比 較		△ 61	137	△ 159	177	△ 172	10	△ 527	△ 21	488	△ 445		△ 80	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 1,624	給与改定に伴う増減分	901	給与の改定率 1級 0.52 % 2級 0.24 % 3級 0.18 % 4級 0.15 % 5級 0.13 % 6級 0.12 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 平成30年4月1日
		その他の増減分	△ 2,525	
手 当	△ 653	給与改定に伴う増減分	期末手当 275 勤勉手当 3,251 その他 90	
		その他の増減分	△ 4,269	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成31年1月1日現在	平均給料月額 (円) 338,022
	平均給与月額 (円) 439,903
	平均年齢 (歳) 43.0
平成30年10月1日現在	平均給料月額 (円) 334,116
	平均給与月額 (円) 453,804
	平均年齢 (歳) 42.8

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒 153,000	同 左
	短 大 卒 164,200	
	大 学 卒 187,200	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成31年1月1日現在	1	4	2.7
	2	20	13.6
	3	39 〔21〕	26.5 〔100.0〕
	4	40	27.2
	5	27	18.4
	6	4	2.7
	7	8	5.4
	8	3	2.1
	9	2	1.4
	10		
平成30年10月1日現在	計	147 〔21〕	100.0 〔100.0〕
	1	4	2.7
	2	20	13.6
	3	39 〔21〕	26.5 〔100.0〕
	4	40	27.2
	5	27	18.4
	6	4	2.7
	7	8	5.4
	8	3	2.1
	9	2	1.4
	10		
	計	147 〔21〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1 4 7
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 0 1
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	1 0
		4号給 (人)	9 1
比 率 (B) / (A)	(%)	6 8 . 7	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1 4 7
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 0 3
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	1 1
		4号給 (人)	9 2
比 率 (B) / (A)	(%)	7 0 . 1	

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.04
支給対象職員の比率（平成31年1月1日現在）	(%)	40.82
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125 〔1.075〕	2.325 〔1.275〕	4.45 〔2.35〕	有	
補 正 前	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
一般会計の制度	2.125 〔1.075〕	2.325 〔1.275〕	4.45 〔2.35〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成30年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第3号）

（平成31年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,139,171	
ロ 建 物	4,579,094		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,022,912</u>	2,556,182	
ハ 構 築 物	86,466,969		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 43,725,472</u>	42,741,497	
ニ 機 械 及 び 装 置	19,227,621		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,095,348</u>	5,132,273	
ホ 車 両 運 搬 具	110,093		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 71,651</u>	38,442	
ヘ 器 具 備 品	171,044		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 120,423</u>	50,621	
ト 建 設 仮 勘 定		258,749	
有 形 固 定 資 産 合 計			54,916,935
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		19,631,620	
ロ 水 利 権		63,645	
ハ その他無形固定資産		1,248,579	
無 形 固 定 資 産 合 計			20,943,844
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
投 資 合 計			3,175
固 定 資 産 合 計			75,863,954
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		5,785,695	
(2) 未 収 金	773,778		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 46,064</u>	727,714	
(3) 貯 蔵 品		29,916	
(4) 前 払 金		96,509	
(5) 短 期 貸 付 金		42,899	
(6) そ の 他 流 動 資 産		1,114	
流 動 資 産 合 計			6,683,847
資 産 合 計			<u>82,547,801</u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

14,720,097

企 業 債 合 計

14,720,097

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,186,979

引 当 金 合 計

1,186,979

(3) 長 期 未 払 割 賦 金

固 定 負 債 合 計

1,173,291

17,080,367

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,038,970

企 業 債 合 計

1,038,970

(2) ダ ム 割 賦 負 担 金

556,523

(3) 未 払 金

334,262

(4) 前 受 金

16,745

(5) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

109,800

引 当 金 合 計

109,800

(6) 預 り 金

390,563

流 動 負 債 合 計

2,446,863

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

52,099,042

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 22,858,242

29,240,800

繰 延 収 益 合 計

29,240,800

負 債 合 計

48,768,030

資 本 の 部		
6. 資 本 金		11,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	11,743,704	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	700,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設		
更 新 積 立 金	2,000,000	
ハ 当 年 度 未 処 分		
利 益 剰 余 金	479,924	
利 益 剰 余 金 合 計		3,179,924
剰 余 金 合 計		21,796,820
資 本 合 計		33,779,771
負 債 資 本 合 計		82,547,801

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第3号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				8,666,519	△3,563	8,662,956	
	1. 営業費用			8,093,953	△3,563	8,090,390	
		1. 原水及び浄水費		2,387,299	414	2,387,713	
			(1) 給料	74,572	101	74,673	
			(2) 手当	45,816	145	45,961	
			(3) 賞与引当金繰入額	12,490	16	12,506	
			(6) 法定福利費	25,114	152	25,266	
		2. 配水費		423,645	△770	422,875	
			(1) 給料	32,529	27	32,556	
			(2) 手当	20,416	△876	19,540	
			(3) 賞与引当金繰入額	5,329	3	5,332	
			(6) 法定福利費	11,003	76	11,079	
		3. 給水費		179,625	56	179,681	
			(1) 給料	54,368	68	54,436	
			(2) 手当	29,833	△179	29,654	
			(3) 賞与引当金繰入額	8,310	51	8,361	
			(6) 法定福利費	17,761	116	17,877	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		4. 施設管理費		520,485	△554	519,931	
			(1) 給 料	83,619	112	83,731	
			(2) 手 当	50,517	△578	49,939	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	14,660	△106	14,554	
			(6) 法定福利費	28,032	18	28,050	
		5. 受託工事費		24,878	△264	24,614	
			(2) 手 当	6,077	△278	5,799	
			(6) 法定福利費	3,240	14	3,254	
		6. 業 務 費		338,165	△464	337,701	
			(1) 給 料	22,837	44	22,881	
			(2) 手 当	12,907	△608	12,299	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	3,363	45	3,408	
			(6) 法定福利費	8,054	55	8,109	
		7. 総 係 費		813,219	18	813,237	
			(1) 給 料	222,862	△2,297	220,565	
			(2) 手 当	144,622	2,516	147,138	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	36,375	207	36,582	
			(6) 法定福利費	73,979	△408	73,571	
		8. 東部管理費		124,316	△637	123,679	
			(1) 給 料	28,941	10	28,951	
			(2) 手 当	18,376	△760	17,616	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	4,732	41	4,773	
			(6) 法定福利費	10,539	72	10,611	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		9.都祁管理費		146,235	△239	145,996	
			(1)給 料	28,941	18	28,959	
			(2)手 当	5,103	△271	4,832	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	1,012	4	1,016	
			(6)法定福利費	2,293	10	2,303	
		10.月ヶ瀬 管 理 費		60,092	△1,123	58,969	
			(2)手 当	4,913	△1,130	3,783	
			(6)法定福利費	1,855	7	1,862	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 出 支				3,661,497	1,757	3,663,254	
	1. 建 設 改 良 費			1,773,093	1,757	1,774,850	
		1. 配水施設費		99,554	△957	98,597	
			(1)給 料	33,883	39	33,922	
			(2)手 当	22,823	△1,050	21,773	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	6,238	6	6,244	
			(6)法定福利費	11,744	48	11,792	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		2. 施 設 費		460,135	549	460,684	
			(1) 給 料	14,002	32	14,034	
			(2) 手 当	9,475	479	9,954	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	2,307	6	2,313	
			(6) 法定福利費	4,765	32	4,797	
		3. 配 水 施 設 改 良 費		1,006,869	3,289	1,010,158	
			(1) 給 料	59,770	206	59,976	
			(2) 手 当	37,605	2,978	40,583	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	10,067	16	10,083	
			(6) 法定福利費	20,293	89	20,382	
		4. 受託配水管 改 良 費		87,897	△1,124	86,773	
			(1) 給 料	11,975	16	11,991	
			(2) 手 当	9,404	△1,161	8,243	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	2,151	△1	2,150	
			(6) 法定福利費	4,242	22	4,264	

平成 3 0 年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 3 0 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 3 0 年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	7,891,135千円	△1,017千円	7,890,118千円
第 1 項 営 業 費 用	7,145,081千円	△1,017千円	7,144,064千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 7 7 5, 4 0 5 千円」を「不足する額 7 7 6, 1 3 1 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 7 7 5, 4 0 5 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 7 7 6, 1 3 1 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	4,351,405千円	726千円	4,352,131千円
第 1 項 建 設 改 良 費	746,202千円	726千円	746,928千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	253,707千円	△291千円	253,416千円

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 平成30年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第2号）
4. 平成30年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第2号）
5. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）参考書

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			7,891,135	△1,017	7,890,118	
	1. 営業費用		7,145,081	△1,017	7,144,064	
		1. 管 渠 費	219,498	△185	219,313	
		4. 普及指導費	71,059	△183	70,876	
		6. 総 係 費	158,868	△649	158,219	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,351,405	726	4,352,131	
	1. 建設改良費		746,202	726	746,928	
		1. 管渠建設費	290,176	726	290,902	

平成30年度奈良市下水道事業会計補正予定

キャッシュ・フロー計算書（第2号）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 517,671
減価償却費	3,902,867
引当金の増減額（△は減少）	8,465
長期前受金戻入額	△ 2,368,087
支払利息	565,205
固定資産除却損	12,331
未収金の増減額（△は増加）	△ 2,030
未払金の増減額（△は減少）	△ 3,922
未払消費税等の増減額（△は減少）	11,034
小計	1,608,192
利息の支払額	△ 565,205
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,042,987

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 493,864
無形固定資産の取得による支出	△ 229,905
国庫補助金等による収入	124,178
受益者負担金等による収入	10,738
一般会計からの繰入金による収入	1,416,106
投資活動によるキャッシュ・フロー	827,253

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,949,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,592,074
リース債務の返済による支出	△ 1,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,644,778

資金増加額	225,462
資金期首残高	672,820
資金期末残高	898,282

平成30年度奈良市下水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

（単位：千円）

区 分	職 員 数（人）		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	17	[5]	82,118	73,789	155,907	29,716	185,623
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	8		31,771	24,086	55,857	11,936	67,793
	合 計	25	[5]	113,889	97,875	211,764	41,652	253,416
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	17	[5]	82,015	75,021	157,036	29,604	186,640
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	8		31,734	23,667	55,401	11,666	67,067
	合 計	25	[5]	113,749	98,688	212,437	41,270	253,707
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員			103	△ 1,232	△ 1,129	112	△ 1,017
	資 本 勘 定 支 弁 職 員			37	419	456	270	726
	合 計			140	△ 813	△ 673	382	△ 291

〔 〕内は再任用職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勵	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
	補正後		5,097	4,320	12,334	1,395	3,609	30	7,606	30,561	20,501	115		2,330	9,977
	補正前		5,097	4,080	12,320	1,395	3,609	60	8,978	30,553	20,082	207		2,330	9,977
	比 較		0	240	14	0	0	△ 30	△ 1,372	8	419	△ 92		0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	140	給与改定に伴う増減分	140	給与の改定率 1級 0.52 % 2級 0.24 % 3級 0.18 % 4級 0.15 % 5級 0.13 % 6級 0.12 % 7級 0.10 % 8級 0.09 % 9級 0.08 % 平成30年4月1日
		その他の増減分		給与改定の時期
手 当	△ 813	給与改定に伴う増減分	610	期末手当 35 勤勉手当 561 その他 14
		その他の増減分	△ 1,423	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
平成31年1月1日現在	平均給料月額 (円)	3 4 6, 2 4 0
	平均給与月額 (円)	4 3 5, 4 7 2
	平 均 年 齢 (歳)	4 3. 8
平成30年10月1日現在	平均給料月額 (円)	3 4 2, 5 8 0
	平均給与月額 (円)	4 5 7, 5 3 8
	平 均 年 齢 (歳)	4 3. 6

(2) 初 任 給

区 分		一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	1 5 3, 0 0 0	同 左
	短 大 卒	1 6 4, 2 0 0	
	大 学 卒	1 8 7, 2 0 0	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	級	一 般 職	
		職 員 数	構 成 比
平成31年1月1日現在	1		
	2	2	8.0
	3	7 〔5〕	28.0 〔100.0〕
	4	9	36.0
	5	4	16.0
	6	1	4.0
	7	1	4.0
	8	1	4.0
	9		
	10		
	計	25 〔5〕	100.0 〔100.0〕
平成30年10月1日現在	1		
	2	2	8.0
	3	7 〔5〕	28.0 〔100.0〕
	4	9	36.0
	5	4	16.0
	6	1	4.0
	7	1	4.0
	8	1	4.0
	9		
	10		
	計	25 〔5〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	2 5
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 7
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)
		2号給	(人)
		3号給	1
		4号給	1 6
比 率 (B) / (A)	(%)	6 8 . 0	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	2 5
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 7
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)
		2号給	(人)
		3号給	1
		4号給	1 6
比 率 (B) / (A)	(%)	6 8 . 0	

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.03
支給対象職員の比率（平成31年1月1日現在）	(%)	56.00
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125 〔1.075〕	2.325 〔1.275〕	4.45 〔2.35〕	有	
補 正 前	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
一般会計の制度	2.125 〔1.075〕	2.325 〔1.275〕	4.45 〔2.35〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成30年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第2号）

（平成31年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,618,410
ロ 建 物	612,055	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 137,150</u>	474,905
ハ 構 築 物	112,573,840	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 17,265,720</u>	95,308,120
ニ 機 械 及 び 装 置	3,113,564	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,253,302</u>	1,860,262
ホ 車 両 運 搬 具	4,821	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 645</u>	4,176
ヘ 器 具 備 品	1,677	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 506</u>	1,171
ト 建 設 仮 勘 定		<u>162,460</u>

有形固定資産合計 99,429,504

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権	<u>4,615,916</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>4,615,916</u>
固 定 資 産 合 計		<u>104,045,420</u>

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		898,282
(2) 未 収 金	815,762	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 25,525</u>	790,237
(3) 前 払 金		<u>104,500</u>

流動資産合計 1,793,019

資 産 合 計 105,838,439

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

38,043,522

企 業 債 合 計

38,043,522

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

48,373

引 当 金 合 計

48,373

固 定 負 債 合 計

38,091,895

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,563,561

企 業 債 合 計

3,563,561

(2) 未 払 金

598,358

(3) 引 当 金

イ 賞与引当金

18,660

引 当 金 合 計

18,660

流 動 負 債 合 計

4,180,579

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

76,281,210

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 11,484,826

64,796,384

繰 延 収 益 合 計

64,796,384

負 債 合 計

107,068,858

	資 本 の 部	
6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,018</u>	
資本剰余金合計		1,348,055
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>2,943,592</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2,943,592</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 1,595,537</u>
資 本 合 計		<u>△ 1,230,419</u>
負債資本合計		<u><u>105,838,439</u></u>

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下 水 道 事業費用				7,891,135	△1,017	7,890,118	
	1. 営業費用			7,145,081	△1,017	7,144,064	
		1. 管 渠 費		219,498	△185	219,313	
			(1) 給 料	20,708	41	20,749	
			(2) 手 当	12,646	△262	12,384	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	3,259	6	3,265	
			(6) 法定福利費	6,680	30	6,710	
		4. 普及指導費		71,059	△183	70,876	
			(1) 給 料	18,725	8	18,733	
			(2) 手 当	10,039	△215	9,824	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	2,833	2	2,835	
			(6) 法定福利費	5,832	22	5,854	
		6. 総 係 費		158,868	△649	158,219	
			(1) 給 料	42,582	54	42,636	
			(2) 手 当	31,108	△769	30,339	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	7,315	9	7,324	
			(6) 法定福利費	14,936	57	14,993	

資 本 の 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 の 出 支				4,351,405	726	4,352,131	
	1. 建設改良費			746,202	726	746,928	
		1. 管渠建設費		290,176	726	290,902	
			(1) 給 料	31,734	37	31,771	
			(2) 手 当	19,396	413	19,809	
			(3) 賞与引当金繰入額	5,101	135	5,236	
			(6) 法定福利費	10,836	141	10,977	

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部改正について

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「、第16条の3及び第16条の5」を「及び第16条の3」に改める。

第7条の2第2項中「、第6条の2」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

任期付短時間勤務職員に単身赴任手当を支給できるようにするため、所要の改正を行うとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の
額並びにその支給に関する条例等の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例
等の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する
条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条
例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に
支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一
部を次のように改正する。

第6条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」を削り、「100分の1
22.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の

「１３７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」を「、「１００分の１６７．５」に改める。

附則中第１４項を第１５項とし、第１３項を第１４項とし、第１２項を第１３項とし、第１１項の次に次の１項を加える。

１２ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、市長等の給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に１００分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

（教育長の給与に関する条例の一部改正）

第５条 教育長の給与に関する条例（昭和４５年奈良市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改める。

第６条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額」を削り、「１００分の１２２．５」を「１００分の１３０」に、「「１００分の１５７．５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」を「、「１００分の１６７．５」に改める。

附則中第６項を第７項とし、第５項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

６ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、教育長の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に１００分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第６条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

（奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正）

第７条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成４年奈良市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改める。

第８条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条中「及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額」を削り、「１００分の１２２．５」を「１００分の１３０」に、「「１００分の１５７．５」と、「１００分の

１３７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」を「、「１００分の１６７．５」に改める。

附則中第５項を第６項とし、第４項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

５ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、監査委員の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に１００分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

（奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第９条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和４１年奈良市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改める。

第１０条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「及び給料月額に１００分の２５を乗じて得た額」を削り、「１００分の１２２．５」を「１００分の１３０」に、「「１００分の１５７．５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」を「、「１００分の１６７．５」に改める。

附則中第６項を第７項とし、第５項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

６ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、管理者の給料月額は、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に１００分の２を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第６条第２項の規定を適用する場合における給料月額は、第３条に規定する額とする。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条及び第１０条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定（以下「改正後の議員条例の規定」という。）、第３条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定（以下「改

正後の特別職条例の規定」という。）、第5条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定（以下「改正後の教育長条例の規定」という。）、第7条の規定による改正後の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定（以下「改正後の監査委員条例の規定」という。）及び第9条の規定による改正後の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定（以下「改正後の公営企業管理者条例の規定」という。）は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定又は第9条の規定による改正前の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

議会の議員並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定を行うほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「21,000円」を「22,000円」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号」に、「同項」を「第25条第1項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この条及び次条第1項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	

23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		

再任 用職 員以 外の 職員	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				

71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

95	295,200	343,100							
96	295,600	343,500							
97	295,800	343,700							
98	296,100	344,100							
99	296,500	344,500							
100	296,900	344,800							
101	297,100	345,100							
102	297,400	345,500							
103	297,800	345,900							
104	298,100	346,300							
105	298,300	346,800							
106	298,600	347,200							
107	299,000	347,600							
108	299,300	348,000							
109	299,500	348,500							
110	299,900	348,900							
111	300,300	349,200							
112	300,600	349,500							
113	300,800	350,000							
114	301,000								
115	301,300								
116	301,700								
117	301,900								
118	302,100								

	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第2号中「6, 900円」を「10, 500円」に改める。

第20条中「乗じたもの」の次に「から市長が規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」に改め、同条第5項中「（市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を削る。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第25項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

26 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2及び奈良市一般職

の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年奈良市条例第２１号。以下この項において「平成２９年改正条例」という。）附則第１０項から第１２項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（第７条の２の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、平成２９年改正条例附則第１０項から第１２項までの規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成２９年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成２９年改正条例に伴う給料月額に１００分の２を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表中「３７３，０００」を「３７４，０００」に、「４２１，０００」を「４２２，０００」に、「４７１，０００」を「４７２，０００」に、「５３２，０００」を「５３３，０００」に、「６０７，０００」を「６０８，０００」に、「７０９，０００」を「７１０，０００」に改める。

第６条第２項中「、６月に支給する場合には」を削り、「、１２月に支給する場合には」を「」とあるのは「１００分の１６５」と、「」に、「１００分の１６５」を「１００分の１７０」に改める。

第４条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７０」を「１００分の１３０」とあるのは、「１００分の１６７．５」に改める。

附則第２項中「この項、次項及び第６項において」を削り、附則第６項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、附則に次の１項を加える。

７ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す

る条例（平成２９年奈良市条例第２１号。以下この項において「平成２９年改正条例」という。）附則第１０項から第１２項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（平成２９年改正条例附則第１０項から第１２項までの規定の適用を受ける職員にあっては、同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成２９年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成２９年改正条例に伴う給料月額に１００分の２を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年奈良市条例第２１号。以下この項において「平成２９年改正条例」という。）附則第１０項から第１２項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第３条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成２９年改正条例附則第１０項から第１２項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成２９年改正条例附則第１０項から第１２項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成２９年改正条例附則第１０項から第１２項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の給与の改定を行うほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 31 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和 39 年奈良市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表奈良市杏中共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

杏中共同浴場の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市手話言語条例の制定について

奈良市手話言語条例を次のように制定しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使い独自の語彙と文法体系をもって視覚的に表現する言語です。ろう者は、手話を自分達の言葉として受け継ぎ、発展させ、情報の獲得や生活を営むために不可欠な意思疎通の手段として大切に育んできました。手話は、ろう者のいのちです。

しかし、手話は、言語として認められず、多くのろう学校では手話を使用することが事実上禁じられてきた時代があり、社会の中で差別を受け、又は偏見を持たれるなど、長い苦難の歴史がありました。

こうした状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であると明記されました。

市は、手話を使用しやすく、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指し、もって全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識を基本として、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境づくりのため、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生できる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文

化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境となるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第5条 ろう者は、市が実施する手話に関する施策に協力するとともに、手話の意義及び第2条の基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内で事業を行う法人及び個人（以下「事業者」という。）は、手話への理解を深め、その事業を行う店舗又は事業所において、手話を必要とする人が利用しやすく、又は働きやすい環境とするための合理的配慮をするよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の提供)

第7条 市は、ろう者、手話通訳者、事業者その他の者と連携して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、事業者その他の者が手話に関する講座を開催する場合においては、当該講座を支援するものとする。

(手話を用いた情報発信)

第8条 市は、ろう者が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(聴覚障害児及び保護者等に対する支援)

第9条 市は、聴覚障害児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供及び手話を獲得するための必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等における手話の普及)

第10条 市は、学校等において、幼児、児童及び生徒に対し、手話に接する機会及びろう者への理解を促進する機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関への啓発)

第11条 市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるよう、医療機関に対する啓発に努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

(観光旅行者への対応)

第13条 市は、手話を必要とする観光旅行者が安心して滞在できるための必要な施策の実施に努めるものとする。

(手話通訳者の派遣等)

第14条 市は、市民が手話通訳者の派遣による意思疎通の支援を受けることができる体制を整備するため、関係機関と協力し、手話通訳者の確保及び手話技術等の向上を図るとともに、手話通訳者を派遣する制度の周知を図るものとする。

(意見の聴取)

第15条 市は、手話に関する施策の推進及び実施に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

手話に対する理解を促進し、手話を使用しやすい環境を整えることで、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、基本理念、市の責務等を定めようとするものである。

工事請負契約の締結について

道路改良工事（法蓮佐保山四丁目地内他・北部第806号線）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 道路改良工事（法蓮佐保山四丁目地内他・北部第806号線）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 208,886,040円
- 4 契約の相手方 奈良市柏木町383番地
道路改良工事（法蓮佐保山四丁目地内他・北部第806号線）
森高・三和特定建設工事共同企業体
代表者 森高建設株式会社
代表取締役 森高 美樹
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

道路改良工事（法蓮佐保山四丁目地内他・北部第806号線）の概要

1. 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目地内他

2. 工事規模 道路改良工事 L = 584.0 m
W = 9.5 m

道路土工 一式

地盤改良工 一式

法面工・伐採工 一式

擁壁工 一式

排水構造物工 一式

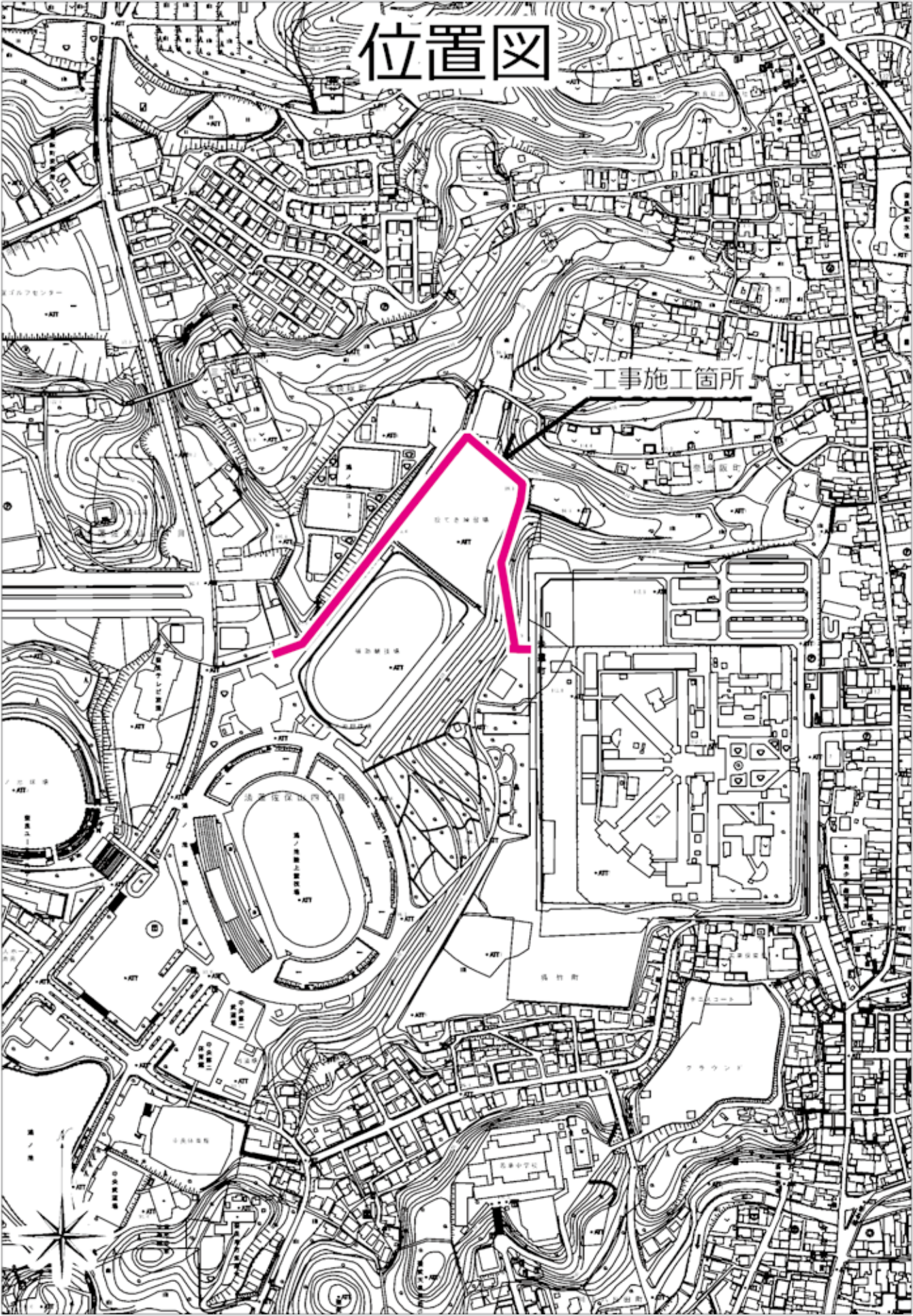
縁石工・防護柵工 一式

舗装工 一式

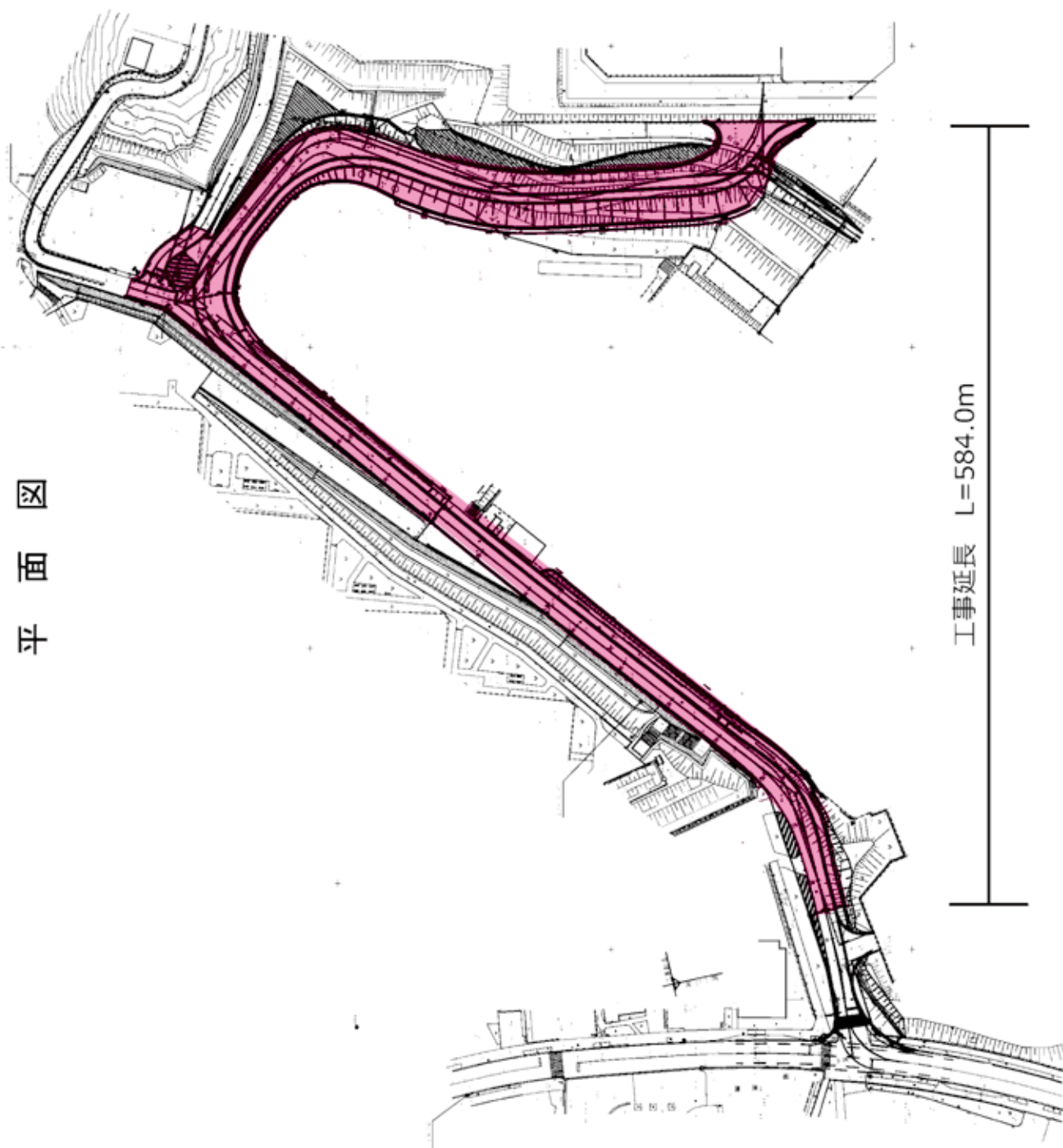
構造物撤去工 一式

仮設工 一式

3. 工期 契約の日から平成32年3月31日まで



図面



公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員のうち、川村容子氏は、平成31年3月29日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

かわ むら よう こ
川 村 容 子

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 川 村 容 子

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

資 格

[REDACTED] [REDACTED]

使用料の徴収に関する処分についての 審査請求に係る諮問について

使用料の徴収に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日 平成30年7月24日

第2 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人は、処分庁奈良市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）に対して、平成30年4月17日付けで、審査請求人に係る平成30年3月から平成31年2月までの下水道使用料の免除を申請した。審査請求人の主張する免除理由は、奈良市及び処分庁が、長年にわたって審査請求人に対して行ってきた違法行為及びそれに関する争訟の長期化によって審査請求人とその世帯構成員が被った肉体的精神的損害、並びに奈良市長が平成21年3月にそれらの損害に関して救済措置を講ずる旨の決定を行ったことから、審査請求人には奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号。以下「下水道条例」という。）第39条に定める、使用料を免除すべき特別の理由（以下「特別理由」という。）があるというものであった。

この免除申請を受けて、処分庁は、平成30年4月26日に、審査請求人に対する平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、平成30年7月24日付けで、本件処分の取消し又は変更を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起したものである。

2 本件審査請求に至る経緯

以下、本件審査請求における当事者の主張及び提出された資料から容易に認められ又は審理に当たって顕著な事実を摘示する。

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地裁がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとしてこれを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日に、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。）。。

(2) 奈良市長（当時）藤原昭による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えたうえ、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長（当時）藤原昭から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

審査請求人は、奈良市国保年金課、医療政策課、健康増進課、市民税課、資産税課及び市民課並びに奈良市企業局情報料金課等の、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署や、奈良市秘書課及び文書法制課

（当時）に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、要旨次のようなものであった。いわく、「奈良市は審査請求人に対して、平成１１年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を賠償する義務を負うこととなった。その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね２０００万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」というものである。この免除理由が、本件審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たる。

（４）奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成２１年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、上水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、上水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同じく奈良市と審査請求人との合意に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の減免措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおり各種の免除措置を講じるべきことを主張し、免除理由の説明を繰り返した。その頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、長時間に及ぶ場合に審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 前件審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日に、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に、審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、平成30年6月28日に、これを棄却する裁決がなされた。

前件審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びこれに係る合意の成立を主たる理由とするものであり、後述する本件審査請求における審査請求人の主張と同様のものではなかった。

3 本件審査請求における審理手続の概要

平成30年7月24日付けで審査請求書が提出された後、同年8月22日付けで処

分庁より弁明書が提出され、これに対し同年9月18日付で審査請求人より反論書が提出された。

審査請求人の申立てにより、平成30年10月12日午前10時より口頭意見陳述が行われたが、審査請求人が（そもそも審理員として認めない旨を発言するなどして）手続の進行に関する審理員の指示及び質問に対応せず、事前に通知された予定時間を正当な理由なく超過し、正常な手続の続行が不可能となったため、やむなく手続を打ち切った。

また、同口頭意見陳述において、審査請求人より証拠書類等の提出の申出及び再度の口頭意見陳述実施の申出があったため、審査請求人に対し、平成30年10月23日付けで、同年11月14日を期限として審査請求に係る処分の違法を基礎づける書類その他の証拠物、口頭意見陳述において主張し切れなかった意見、質問等及びそれらを口頭で陳述すべき理由を記載した回答書の提出を求めた。

平成30年11月14日付けで、審査請求人より要求書と題する書面により行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第33条に基づく物件の提出要求及び行服法第38条に基づく提出書類等の閲覧請求がなされたが、行服法第33条及び第38条の対象となる物件又は書類についてなされたものではなかったため、これを認めなかった。

同じく平成30年11月14日付けで、審査請求人より処分庁に対する質問事項等を記載した質問書が提出されたが、処分庁は既に提出した弁明書により十分に主張を尽くしており、又は質問書の内容は本件審査請求とは無関係のものであるとして回答を行わなかった。

以上の経緯を踏まえ、平成30年12月5日、本件審査請求に係る審理手続を終結した。

4 当事者の主張の要旨

（1）審査請求人

以下に記載する審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び反論書の記載並びに口頭意見陳述における陳述の内容から、奈良市職員らに対する誹謗中傷及び審査請求人の心情その他の本件審査請求乃至およそ審査請求一般と無関係な事項を除き、有意な主張として善解し得るものを記載したものである。

本件処分は、過去に奈良市が審査請求人に対してなしてきた数々の違法行為及びそれらの行為により審査請求人が受けた損害について審査請求人と奈良市との間でなされた「奈良市の償い」に関する経緯及び奈良市と審査請求人との合意という特別理由に該当する事実を無視しており、免除に際して考慮すべき事実を誤ってなされた違法なものであるから、取り消され、免除承認処分がなされるべきである。

また、本件処分の通知書に記載された理由は、審査請求人の主張する減免申請の理由に全く対応しておらず、行手条例第8条第1項の定める処分理由の提示がなされているものとはいえ、理由不備の違法の点からも取り消されるべきである。

(2) 処分庁

ア 本案前の主張

本件審査請求に係る免除申請は、既に棄却された前件審査請求に係る免除申請と全く同一の理由でなされており、本件審査請求及び前件審査請求における審査請求人の主張も、奈良市職員らへの誹謗中傷等の本件審査請求と無関係な記載を除いて、実質的に同一のものである。

さらには、審査請求人は、審査請求人が支払うべき奈良市の各種の徴収金について同様の理由によって繰り返し免除を求め、それに際して奈良市職員らへの誹謗中傷を行い、恫喝的態度に出ており、本件審査請求もそのような行為の一環としてなされたものである。

よって、本件審査請求は、理由を欠くことが明らかであるにもかかわらず、濫用的になされたものに過ぎず、不適法なものとして却下すべきである。

イ 本案の主張

下水道使用料の減免については、下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項に基づく下水道条例第39条の定める要件に該当する場合に行われ得るところ、この規定の文言並びに下水道法及び下水道条例の趣旨からして、公的支援を受けるなど生活困窮にある者に一律の負担を課すことで公正公平を害することを避ける必要がある場合又は市民の責によらず下水道事業による利益の享受が妨げられた場合に認められるものである。

審査請求人の主張する「肉体的精神的苦痛」及び「就労の機会及び生活再建の機会が奪われたこと」が事実であることの根拠は無いため認められず、仮にそれらの事実が存在するとしても上記免除事由に該当しない。

また、「奈良市の償い」及び「協議上の合意」についても、処分庁に法的効果が帰属するものとしては存在し得ず、仮に存在したとしても上記免除事由には該当しない。

加えて、本件処分については、本件処分通知書において、下水道使用料を免除することができない理由の主旨を記載し、審査請求人に送付しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

5 本件審査請求の争点

(1) 本案前の争点

本件審査請求が、既に棄却されたものと実質的に同一の審査請求の繰り返しであり、かつ審査請求人による不当要求又はそれに類する行為の一環としてなされるものとして審査請求権の濫用にあたり不適法なものとなるかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 特別理由の有無

審査請求人の主張する「奈良市の償い」及び審査請求人がその基礎となるものと主張する「肉体的精神的苦痛」等、並びに「協議上の合意」が特別理由を基礎づけるものとなり得るか、仮になり得るとしてそれらの事実が存在するものであるか、又その他特別理由に該当する事由が認められるかが争点となる。

イ 理由不備の違法の有無

本件不承認処分に係る手続的瑕疵の有無につき、行手条例第8条第1項に定める処分理由の明示がなされているかが問題となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

権利濫用の禁止（民法第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為であっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行服法に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっ

ていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、かつ行政庁の行為の妨害や特定職員の誹謗中傷等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は不適法なものとして却下されるべきものと言える。

本件審査請求については、確かに処分庁の主張する通り、前件審査請求と年度だけが異なる同一の処分に関してなされており、争点及びそれに対する審査請求人の主張も共通していることから、実質的に国民の権利利益の救済に資するものとは言えず、かつ審査請求に至る経緯、審査請求人の主張の内容及び審理手続における審査請求人の態度からすれば、公務の妨害若しくは正当な理由が無いことが明らかであるにもかかわらず特別の便宜を図るよう求め、利益の供与を受けようとする等の不当な目的又は著しく不当な態様によりなされたものと客観的に認められるものとも解される。

しかしながら、（正当なものであるかは措いても）自己の権利を害されたと考える審査請求人が、行政庁及びそれに属する職員らに対して不満を募らせること自体はある程度自然な反応と言える面も無いではなく、一般市民である審査請求人に対して、権利濫用の法理に関し、社会通念上通常の感覚として有する程度を超えて正確な理解を求めることは過重な負担を強いることともなりかねないことからすると、本件審査請求が行服法の趣旨に反して不当な目的及び態様においてなされたものであっても、それにより自己の申立てが違法なものとなることを審査請求人が認識せずに申立てに及んだとしてもやむを得ない事情が全くないとまでは言い切れない。

そうすると、簡易迅速な手続により国民の権利利益の保護を図る行服法の趣旨による救済本位の観点から、同一の理由による審査請求とはいえ未だ二回目に止まる本件審査請求の段階では、濫用的な要素が強いとしても、その責めを審査請求人に負わせ、直ちに不適法なものとして却下することは妥当ではないと考えられ、本件審査請求は一応適法なものとして、本案に関する判断を行うべきと言える。

（２）本案の争点

ア 特別理由の有無

(ア) 特別理由該当性の判断枠組み

処分庁における下水道使用料の免除については、下水道法第20条第1項に基づく下水道条例第39条の「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるとき」にこれを行うことができるとする定め、及び奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号。以下「下水道規程」という。）第31条第1項第3号の規定が根拠となる。

どのような場合に減免の理由が認められるかについては、「公益上その他特別の理由」という概括的抽象的な文言からすると、下水道規程第31条第1項第3号が「前2号に類する場合」とする他には、減免を行うか否かの判断につき処分庁の広い裁量を認めるものとも思われる。もっとも、法律に基づく行政の原理により、一般に行政行為につき裁量が認められる場合であっても、行政庁の完全に自由な判断が可能となる訳ではなく、当該行政行為の根拠法令その他の関連法令に基づき、法令の範囲内で裁量権の行使が認められることになる。従って、下水道使用料の減免についても、下水道法等の趣旨に適合し、裁量の逸脱濫用に当たらない限りで認められる。

この裁量の逸脱濫用の有無については、裁量権の行使に当たって考慮する事実の選択及びそれらの事実の重みづけに合理性が認められるか否かという枠組みで判断され、考慮すべきでない事実を考慮したり、重視すべき事実を不当に軽視するなどの事情がある場合には、裁量の逸脱濫用により違法となる。

(イ) 本件における判断基準

本件について根拠法令の趣旨を見ると、下水道法は、第1条において下水道に関する管理基準等を定めることで、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。そして、このような下水道事業の公益性及び各市民の受ける便益の共通性から、下水道法第20条第2項は、条例の定めにより使用料を徴収する場合には、応益負担の原則により、各市民から一律の基準による適正なものとするべきことを定めている。

もっとも、常に原則的な基準に従って機械的に使用料を徴収すると、かえって実質的に不平等な取扱いとなるなど、下水道法の趣旨に反する不適正なものとなるおそれがある。そこで、下水道条例においては、使用料の徴収に関する規定と合わせて、例外的な取扱いとして減免が認められる場合についても規定

を設けることで、法の趣旨に沿った運用を実現しようとしているものと解される。

したがって、下水道特別理由の該当性判断に当たっては、徴収に関する原則的な規定の適用により、「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること」（下水道法第20条第2項第1号）や、「特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」（下水道法第20条第2項第4号）といった下水道法の趣旨にのっとった使用料の徴収が妨げられるか否かということが問題となり、そのような下水道法の趣旨を妨げるおそれを生じる事実の選択、及びその趣旨を妨げるおそれが生じる可能性や妨げの程度に応じて重みづけが合理的になされているかにより、減免の認定に関する裁量の逸脱濫用の有無が定まる。

なお、下水道条例第39条に基づく減免を行う場合として、下水道規程第31条第1項第1号が生活保護者等について、同項第2号が地下漏水等の場合についてそれぞれ規定するのも、以上述べてきた下水道法の趣旨に則ったものと言え、これら「前2号に類する」場合について定める同項第3号についても同様に解されることから、下水道法の趣旨から裁量の逸脱濫用の有無について判断する。

（ウ） 本件の免除申請への適用

審査請求人は、上述のとおり「奈良市の償い」及びその基礎となる事実並びにそれに関する合意、即ち処分庁及び奈良市の違法行為により審査請求人に損害が生じたこと及びその賠償について合意が成立したことを理由として、下水道使用料の免除を申請している。

確かに、審査請求人が何らかの損害を被り、それによって現に使用料の支払をすることが困難なほどに困窮しており、他の市民と同様の基準で使用料を徴収することが実質的不平等を生じることや、損害によって下水道の通常の使用を妨げられるというような事態が生じることも考えられ、そのような場合には、使用料の徴収に関する原則的な規定によることが下水道法の趣旨に反することともなり得る。

しかしながら、損害が奈良市によって与えられたものか、その他第三者によるものかによって使用料の徴収ないし減免の認定に差異が生じることは公平と

は言えないし、個別の合意によって下水道使用料の減免を行うことは、特定の使用者に対し不当な利益を与えることになり、やはり公正公平性を欠く。

したがって、現に審査請求人が受ける困窮の程度や下水道の使用を妨げられる事情とは別に、その原因となり得る加害行為や、損害賠償の解決に関する合意を考慮要素として選択しないことには合理性がある。

また、仮に審査請求人の主張する「奈良市の償い」及びそれに係る合意に該当する事実の全部又は一部が存在していたとしても、「奈良市の償い」に係る合意が、審査請求人の主張するように、処分庁のみならず奈良市による違法行為をその内容に含むものとして、奈良市及び処分庁が審査請求人に対して有する各種徴収金債権の不行使等を約してなされるとすれば、損害賠償額の確定、和解ないし請求権の放棄といった行為を含むものであるから、奈良市がそのような合意を有効になすためには奈良市議会の議決を経る（地方自治法第96条第1項第10号、第12号及び第13号）又は長の専決処分（同法第179条第1項本文）による必要があるところ、本件においては、特に関連する議決を得、又は専決処分がなされたという事実は認められない。

そうすると、「奈良市の償い」に関する何らの合意も処分庁及び奈良市を拘束するものとしては存在し得ず、下水道使用料ないし水道料金が発生しないことの根拠とはならないから、この点からも「奈良市の償い」及びそれに関する合意について裁量判断の基礎となる考慮要素として選択しないことには合理性が認められる。

そして、いずれにせよ現に審査請求人が下水道使用料の支払が困難であるほどに困窮している又は下水道の使用を妨げられているという事実は認められない。

以上の通り、処分庁による下水道使用料の減免の判断に当たっての考慮要素の選択は合理性を有し、裁量の逸脱濫用は認められない。

（エ） 審査請求人の反論

審査請求人は、下水道条例第39条の規定は下水道法第20条第2項ではなく、憲法25条に基づくものであると反論している。

しかしながら、使用料の減免に関する規定の適用により最終的に徴収する使用料の額が定まる以上、減免の規定も、使用料の決定及び徴収の適正を確保す

る一環として、下水道法の趣旨が使用料の原則的取扱いに関する規定と同様に妥当しなければ、法の趣旨が全うされない。

また、憲法25条から直ちに個別の徴収金の減免規定が導かれるか否かは格別、下水道使用料に関する条例の規定についても憲法に違反してはならないことは当然ではあるが、現に生じている生活困窮の程度に応じて減免を行うものとする解釈及び運用は、生存権の保障に資することはあれ、それを害するものとは言えない。

したがって、この点に関する審査請求人の反論は、特別理由の有無に関する結論に影響しない。

(オ) 小 括

よって、本件処分について処分庁に裁量権の逸脱濫用は無く、「奈良市の償い」及びそれに係る合意の事実の存否について判断するまでもなく、特別理由がないものとした処分庁の判断に違法不当な点は認められない。

イ 理由不備の違法

行手条例第8条第1項が処分に際しての理由提示義務を定めるのは、同条例第1条第1項に定められる、行政運営の公正及び透明性の確保並びにそれらを通じての市民の権利利益の保護という、同条例の趣旨を実現するためである。

そして、市民の権利利益の個別的な保護を図るために行政不服申立の制度が設けられている以上、行手条例第8条第1項に定める理由の提示があったというためには、その理由の記載それ自体から、処分についてどのような法令上の根拠に基づき、当該法令上の規定をどのような事実関係に適用してなされたものであるのかが了知できる程度に具体化されている必要がある。この点は、行政手続法その他法令上処分理由の通知が求められる場合と同様である（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決参照）。

本件処分は、審査請求人が下水道条例第39条への該当を理由にした下水道使用料の免除申請を不承認とするものであるところ、本件処分の通知書においては、同条が減免を認めることができる場合につき、下水道法及び下水道条例の趣旨から、公的扶助を受け、又はそれと同程度の生活困窮の状況にあり、他の市民と一律の使用料負担を課すことで実質的公平性を害する場合及び市民の責によらず他の市民と同程度の下水道設備の便益の享受が妨げられた場合と明示している。

そうすると、本件処分の根拠法令を示すとともに、根拠法令の解釈を本件の事実関係における適用の有無が判断できるように記載しており、処分の相手方において、処分理由に係る法令の適用関係を了知し得る程度に具体的な理由の記載がなされているものといえる。

なお、審査請求人は、本件不承認処分の通知書では、審査請求人が下水道使用料免除の理由として減免申請書添付の理由書に記載する事実関係の存否につき判断が示されていないことをもって、理由不備の違法があるものと主張している。

しかしながら、下水道使用料減免申請の不承認は、下水道条例第39条に定める減免理由が認められないことを理由になされるものであるから、本件通知書において下水道条例第39条の減免理由が認められる場合が記載され、審査請求人の主張する事実関係が、申請時点における審査請求人の生活困窮でも、下水道利用が妨げられていることでもない以上、その事実関係が同条の減免理由に該当しない減免の可否と無関係な事情であることが示されているものと言え、ことさらそれら処分と無関係な事実関係の存否についての処分庁の見解が示されずとも、その記載自体から処分理由を了知するに十分である。そのため、審査請求人が免除理由として主張する事実関係の存否についての詳細な判断の有無は、理由不備の違法に関する結論に影響を与えるものではない。

よって、本件処分は行手条例第8条第1項により求められる理由の提示がなされており、理由不備の違法は認められない。

(3) その他の違法事由

本件処分については、上述のとおり処分庁の示す処分理由は適正適法なものと認められ、行手条例の定めを始め、その手続についても適式になされていることから、その他の違法事由も認められない。

以上のとおり、本件処分について違法不当な点は認められないため、棄却すべきである考える。

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る諮問について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、地方自治法第229条第2項及び第231条の3第7項の規定により諮問する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日 平成30年9月6日、同年9月13日及び同年10月5日

第2 事実及び意見の理由

1 事案の概要

- (1) 処分庁奈良市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）は、平成30年6月5日付けで、審査請求人が納付すべき同年4月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、同年6月30日を納期限として送付し、同年7月4日付けで、同じく審査請求人が納付すべき同年5月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、同年7月31日を納期限として送付した。
- (2) また、処分庁は、審査請求人が平成30年3月分水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、平成30年6月12日付けで、同年6月30日を納期限として、平成30年3月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。
- (3) 審査請求人は、平成30年9月6日付け、同年9月13日付け及び同年10月5日付けでそれぞれ提起した、(1)及び(2)に係る処分（以下「本件処分等」といい、これらの内水道料金に係るものを「水道処分等」と、下水道使用料に係るものを「下水道処分等」という。）の取消し又は無効確認を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起したものである。

2 本件審査請求に至る経緯

以下、本件審査請求における当事者の主張及び提出された資料から容易に認められ又は審理に当たって顕著な事実を摘示する。

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地裁がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとしてこれを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日に、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。）。。

(2) 奈良市長（当時）藤原昭による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えたうえ、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長（当時）藤原昭から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

審査請求人は、奈良市国保年金課、医療政策課、健康増進課、市民税課、資産税課及び市民課並びに奈良市企業局情報料金課等の、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署や、奈良市秘書課及び文書法制課

（当時）に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、要旨次のようなものであった。いわく、「奈良市は審査請求人に対して、平成１１年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を賠償する義務を負うこととなった。その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね２０００万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」というものである。この免除理由が、本件審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たる。

（４）奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成２１年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、上水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、上水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同じく奈良市と審査請求人との合意に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の減免措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおり各種の免除措置を講じるべきことを主張し、免除理由の説明を繰り返した。その頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、長時間に及ぶ場合に審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日に、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求を行った。この審査請求については、平成30年6月28日に、これを棄却する裁決がなされた。

また、処分庁は、平成30年4月26日に、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）を行ったが、審査請求人は、これを不服として、平成30年7月24日に、30年処分の取消し又は変更を求める審査請求を行った。

以上の他、審査請求人は、審査庁に対して、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求め、同年8月16日に平成30年度第1期分固定資産税等督促処分の取消し又は無効確認を求め、それぞれ審査請

求を行った。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びこれに係る合意の成立を主たる理由とするものであり、後述する本件審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 本件審査請求における審理手続の概要

本件審査請求は、平成30年10月2日及び同月23日に、順次審理手続が併合された。

平成30年10月16日及び同年11月6日に、処分庁より弁明書が提出された。

平成30年11月21日に、審査請求人より反論書が提出された。

審査請求人の申立てにより、平成30年11月27日午前10時より口頭意見陳述が行われたが、審査請求人が手続の進行に関する審理員の指示及び質問に対応せず、かつ度重なる警告にもかかわらず不規則発言を継続するなどして正常な手続の続行が不可能となったため、やむなく手続を打ち切った。

以上の経緯を踏まえ、平成30年12月5日、本件審査請求に係る審理手続を終結した。

4 当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人

以下に記載する審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び反論書の記載並びに口頭意見陳述における陳述の内容から、奈良市職員らに対する誹謗中傷及び審査請求人の心情その他の本件審査請求乃至およそ審査請求一般と無関係な事項を除き、有意な主張として善解し得るものを記載したものである。

ア 本案前の主張

前件裁判において判示された通り、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第34条に基づく水道料金の減免（以下「34条減免」という。）の決定は処分性を有し、審査請求の対象となる。

イ 本案の主張

水道処分等については、21年承認により、「奈良市の償い」を理由として、将来にわたって毎年特段の免除に関する申請等なしに審査請求人世帯の上水道料

金の自動継続の免除が承認されており、これは現在も有効であるから、審査請求人が上水道料金の支払義務を負っているという誤った事実を前提になされており、違法である。

下水道処分等については、「奈良市の償い」及びこれに関する合意を無視してなされた違法な処分である30年処分を前提になされているものであるから、違法である。

(2) 処分庁

ア 本案前の主張

水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件審査請求の内、水道処分等を対象とするものについては却下されるべきである。

イ 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

したがって、30年処分の違法に関する審査請求人の主張は失当であり、かつ下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされていることから、何ら違法な点はない。

5 本件審査請求の争点

(1) 本案前の争点

34条減免に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 21年承認の効力

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした

場合に30年処分が違法といえるか、又その他下水道処分等の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 水道料金の性質

給水条例は、水道法（昭和32年法律第177号）等の法令の規定に基づき、奈良市の水道事業について必要な事項を定めるものであるから、同条例による金銭債務の取扱いについても、水道法の規定に基づくものとなる。

水道法が第15条第1項において「給水契約」という文言を用い、その他第14条第2項等において給水義務と料金支払義務との対価関係を前提として規定することから、同法に基づく水道事業者と需要者との関係は、私法上の有償双務契約である給水契約によるものと解される。

そして、水道事業者が地方公共団体である場合においても、この関係はそれ以外の場合と何ら異なるものではないから、公営水道事業に関する法律関係についても私法上の給水契約によるものであり、水道料金債権は同契約に基づいて発生する私債権といえる。

イ 34条減免の処分性

上述のとおり、水道事業者と需要者との関係が私法上の給水契約に基づくものであるとしても、水道が広く市民の日常生活に直結し、その事業の適正は公共の福祉のために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源としての性質を有することから（水道法第2条第1項）、水道法は給水契約に関して契約自由の原則に制限を加え、契約当事者に対して一定の制限を課し、水道事業の適正な運営の確保を図っている。

給水条例においても、同様に地方公共団体の経営する事業の適正かつ効率的な運営を確保しようとする水道法の趣旨（水道法第2条の2第1項）を受けて必要な事項を定めているものであり、同条例による規制は、奈良市が当事者となる給水契約について、同条例に適合するようになされるべきことを定めるものである。

そうすると、給水条例第34条も、同条例第33条と併せて、奈良市が当事者となる給水契約についての契約変更又は同契約に基づく水道料金に係る債務免除

を行い得る場合を規定し、水道料金の負担が適正になされるように定められたものであると言える。

したがって、給水条例第34条は、契約の相手方から契約変更又は債務免除の申込みを受けた場合の対応及び判断の基準を事前に示すものであって、34条減免について、私法上の給水契約に係る権利義務に対して公権力に基づき一方的な法的効力を及ぼす行政処分の根拠を定めたものであるとは解されない。

ウ 前件裁判における処分性の有無に関する判断

前件裁判においては、34条減免が処分性を有するものと判断されていることは、審査請求人の指摘する通りである。

しかしながら、前件裁判における判示は、被告である奈良市が34条減免の処分性の有無を争わず、前件裁判及びそれに先行する13年却下に係る不服申立てにおいて34条減免が処分性を有することを前提とする主張を行い、自ら処分性を認めていたに等しい状況を踏まえてなされた事例判断であって、34条減免について一般的に処分性を認めたものとは言い切れない。

これについて、水道処分等に係る書面は処分性を有する下水道処分等と一体のものとなっており、この書面に教示文が付されていることから、奈良市が引続き34条減免に処分性があることを認めているようにも思われる。しかしながら、当該教示文が下水道処分等のみならず水道処分等をも対象とするものとは必ずしも言えないし、そもそも行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条、第82条及び第83条等の規定が審査請求の対象とならない行為につき誤って教示文が付された場合について特に救済措置を設けていないことに鑑みても、審査請求の対象とならない行為について審査請求が行えるかのような教示文を誤って付したとしても、それによって当該行為について処分性が生じるなどして、審査請求が可能となるものではない。

したがって、奈良市が34条減免について処分性を有することを前提とする例規を整備するなど、その他特に34条減免の処分性を認めている状況にない現在においては、法令の規定に基づき客観的に認められる私債権としての性質を前提とした34条減免の法的性質に関する解釈をあえて曲げる余地は無く、前件裁判とは前提が異なることから、前件裁判の判示事項は34条減免の処分性の有無に関する判断に影響するものではない。

エ 小 括

以上より、34条減免には処分性が認められず、審査請求の対象となるものではないから、水道処分等の取消し又は無効確認を求める審査請求は不適法なものである。

(2) 本案の争点

ア 21年承認の効力

上述のとおり、34条減免について処分性は認められず、審査請求の対象とならないことから、21年承認の効力如何によって裁決に影響することはなく、21年承認の効力は本案の争点とはならない。

イ 下水道処分等の違法性

(ア) 30年処分の違法性が下水道処分等の違法事由となるかについて

下水道処分等は、処分庁の審査請求人に対する平成30年度分の下水道使用料請求権（以下「本件請求権」という。）を前提として、これに係る納入通知及び督促を行うものであるところ、同請求権は、下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項及び奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号。以下「下水道条例」という。）第18条の規定に基づいて生じるものである。

一方、30年処分は、審査請求人が処分庁に対し、下水道法第20条第1項及び第25条に基づき下水道に係る徴収金の減免を行い得る場合について定める下水道条例第39条の「公益上その他特別の理由があると認めるとき」に該当するものとして、審査請求人に係る平成30年度下水道使用料の免除を求めたのに対し、処分庁がこれを認めず使用料の免除申請を不承認とする旨を決定、通知したものである。

そうすると、仮に30年処分が違法であり、かつ無効とされたとしても、あくまで30年処分に係る下水道使用料免除申請の不承認の効力が失われるのみであって、同下水道使用料を免除する効力が発生するわけではないから、既に下水道法及び下水道条例に基づき本件請求権が生じている以上、改めて別途審査請求人に係る平成30年度下水道使用料の免除がなされたような場合は格別、本件請求権の消長に何らの影響も与えるものではない。

したがって、30年処分の違法性及び有効性は、下水道処分等の前提となる

本件請求権の存否及び内容、ひいては下水道処分等の効力に影響するものではなく、30年処分と下水道処分等は、本件請求権に関連して時系列的に前後してなされた処分であるという以上に特別の関係を有するものではないから、30年処分の違法性は下水道処分等の違法事由となるものではないと認められ、本案審理のために30年処分の違法性について判断するまでもない。

(イ) その他の違法事由

審査請求人は、30年処分の違法性により下水道処分等が違法となるということ以外に、特に下水道処分等に係る納入通知及び督促の固有の違法事由を主張してはならず、その他下水道処分等が下水道法及び下水道条例等の関連法規に則って適正に行われたものであることを否定する事情は審理手続に表れてはいない。

(ウ) 小 括

以上のとおり、30年処分の違法性が下水道処分等の違法事由となるものではなく、その他特に下水道処分等を違法とする事由は見当たらないことから、下水道処分等は適法に行われたものと認められる。

以上のとおり、本件審査請求の内、水道処分等の取消し又は無効確認を求める請求については不適法なものであるから却下し、その余の下水道処分等の取消し又は無効確認を求める請求については、下水道処分等を違法不当とする理由はないため棄却すべきであると考えらる。